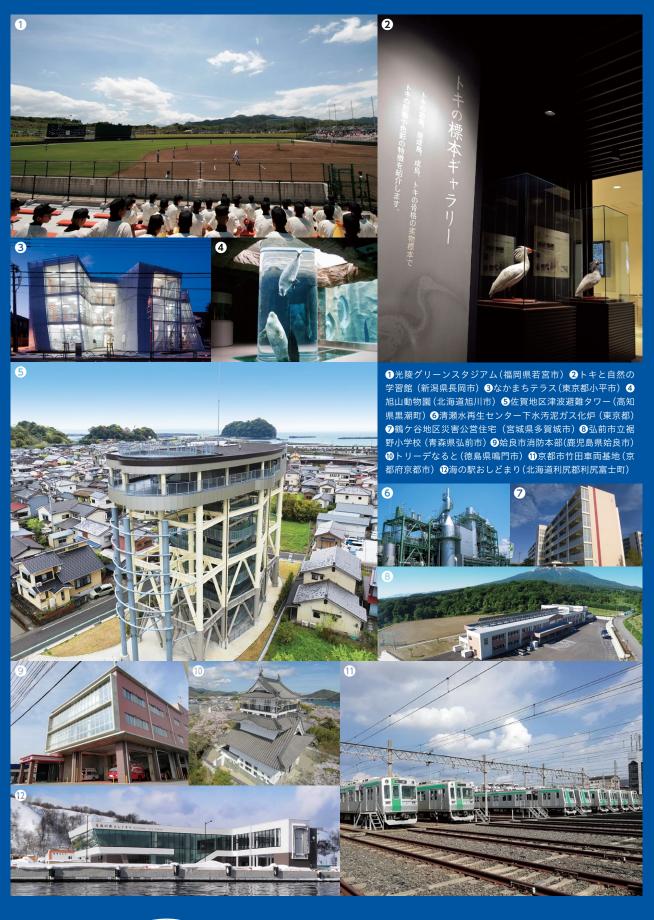
# JFM

Japan Finance Organization for Municipalities







#### **CONTENTS**

地方支援業務

1 基本姿勢

2 地方支援業務の概要

理事長挨拶	• • • • • • • • • • • • •		02
プロフィール			04
経営理念			05
1章 事業概況		3章 業務運営体制	
令和元年度事業実績		機構の基本的な仕組み	
1 貸付けの実績	08	1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	50
2 資金調達の実績	10	2 出資金	51
3 地方支援業務の実績	14	ガバナンス	
4 決算の概況	16	1 ガバナンス	52
令和2年度の事業実施方針		2 財務報告に係る内部統制の評価	54
1 貸付業務	18	3 内部監査	55
2 資金調達業務	18	一般勘定と管理勘定	56
3 地方支援業務	20	リスク管理	
4 リスク管理及び内部統制	21	1 リスク管理全般	58
5 国庫納付	21	2 個別リスク管理	59
SDGs (持続可能な開発目標)への貢献	22	コンプライアンス(法令等遵守)	65
		ディスクロージャー	66
2章 業務の紹介			
貸付業務		4章 機構の役割及び今後のありて	5
1 概要	26	地方債制度における機構の役割	67
2 貸付利率	28	機構の業務のあり方検討	72
3 貸付けの審査体制	30		
4 貸付実績・貸付残高	31	5章 機構の財務状況	
5 貸付対象事業の紹介	33		7/
資金調達業務		財務諸表	76 104
1 機構債券の種類	41	参考情報	104
2 資金調達の基本スタンス	42		
3 機構債券の特徴	43	6章 参考資料・機構データ	
4 資金調達実績の推移	44	参考資料	110



45

45

機構データ

沿革

組織図

役員・所在地

133

134

135

# Message 2020

理事長挨拶

地方公共団体金融機構は、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通することを主たる任務として、全地方公共団体の出資の下、法律に基づき設立された地方共同法人です。

「50年に一度」と言われるような自然災害が、毎年のように全国各地で発生する中、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行等に取り組む「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を決定し、令和元年度補正予算、令和2年度当初予算を編成しました。

当機構に関しても、公庫債権金利変動準備金を令和2年度からの5年間に2,300億円活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進する枠組みが決定されました。

さらに、公営競技納付金制度については、令和元年度末に令和7年度まで5年間延長されました。機構は、当該納付金等を原資に、地方自治体への貸付利率を引き下げており、公営競技の収益金の全国的な均てん化を目的とする本制度の延長は、地方財政

### Japan Finance Organiz



地方公共団体金融機構 理事長 瀧野 放彌

にとって極めて重要であると認識しています。

現在、地方公共団体は本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業 に取り組むとともに、戦後一斉に整備された公共施設の更新や最近頻発する自然災害 への対応等、様々な行政需要に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響 をはじめ、各国中央銀行の金融政策の動向など、経済・金融情勢について気の抜けない 状況が続くものと考えられます。

今後とも、設立10周年を契機に策定した新たな経営理念及び新たなキャッチフレーズ (「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く一)の下で、機構及び地方公共団体を取り 巻く環境が大きく変化する中、地方公共団体の幅広い意見や課題、ニーズを十分踏まえ、 地方共同の資金調達機関として求められる役割を果たし、機構自身の信用力に直結する 課題でもある地方公共団体の健全な財政運営にも貢献できるよう、さらなる努力を 重ねてまいりますので、関係各位の御協力・御支援を宜しくお願い申し上げます。

## ation for Municipalities

#### プロフィール

#### Profile

#### 目 的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること。

#### シンボルマーク -



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

法 人 名: 地方公共団体金融機構(略称:地方金融機構)

英文名称: Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)

**立**: 平成20年8月1日 (平成21年6月1日改組)

**所** 在 地:東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

理 事 長: 瀧野欣彌

出 資 金: 166億円(全都道府県、市区町村等による出資)

職 員 数:88人 (令和2年4月現在)

令 和 元 年 度 末

貸 付 残 高: 23兆3,996億円

令 和 元 年 度 末

債券発行等残高: 20兆2,206億円

格 付: S&P:A+

Moody's:A1

R&I:AA+ (令和2年3月31日現在)

#### 経営理念

#### **Philosophy**

#### 地方公共団体金融機構は、

全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、 金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、 次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。



#### 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く 環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービス を、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、 良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

#### 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に 対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化 し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行 体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

#### 強固なガバナンスの下で 地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク 管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの 下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保 します。

#### 1章 事業概況

#### 令和元年度事業実績

1 貸付けの実績	08
2 資金調達の実績	10
3 地方支援業務の実績	14
4 決算の概況	16

#### 令和2年度の事業実施方針

1 貸付業務	18
2 資金調達業務	18
3 地方支援業務	20
4 リスク管理及び内部統制	21
5 国庫納付	21

#### SDGs (持続可能な開発目標)への貢献 22











〈北海道〉 ● 東川町立東川小学校(上川郡東川町) | 緊急防災・減災事業

〈青森県〉 ② 弘前市立裾野小学校(弘前市) | 公共施設最適化事業

〈秋田県〉 3 北秋田市民病院(北秋田市) | 病院事業

〈宮城県〉 ❹ 多賀城市鶴ケ谷地区災害公営住宅(多賀城市) │公営住宅事業

⑤ 長岡市トキと自然の学習館(長岡市) | 合併特例事業 〈新潟県〉

〈群馬県〉 **⑥** みなかみ町月夜野総合グラウンドサッカー場(みなかみ町) | 合併特例事業

〈千葉県〉 7 千葉市動物公園(千葉市)|観光事業

8 長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター(長生村) | 一般廃棄物処理事業

〈東京都〉 9 なかまちテラス(小平市) | 地域活性化事業

🕕 東京都下水道局清瀬水再生センター下水道汚泥ガス化炉(清瀬市) | 下水道事業

〈神奈川県〉 ① 厚木市立病院(厚木市)|病院事業

〈長野県〉 № 塩尻市浄化センター(塩尻市) | 合併特例事業



地域で活用される施設・設備の一例

# 願いを込めて地域の安全と発展に













#### 貸付けの実績

令和元年度は、貸付計画額を47億円上回り、1兆6,647億円の貸付けを行いました。これは、主に緊急防災・ 減災事業、公共施設等適正管理推進事業債の貸付けが計画額を上回ったこと等によるものです。

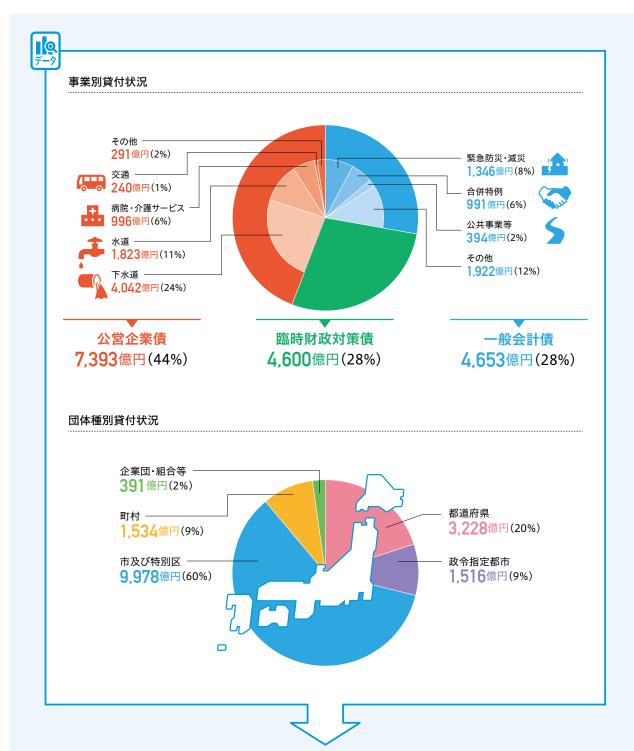
なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や合併特例事業等の一般会計債4,653億円(全体の28%)、臨時 財政対策債4,600億円(全体の約28%)、下水道事業や水道事業等の公営企業債7,393億円(全体の約44%) となっています。

#### 令和元年度事業別貸付状況

項目	貸付件数	貸付額		
<b>以</b> 日	貝別什数		構成比	
一般会計債				
公共事業等	499 件	394 億円	2.4%	
公営住宅事業	159 件	140 億円	0.8%	
学校教育施設等整備事業	209 件	107 億円	0.6%	
社会福祉施設整備事業	136 件	74 億円	0.4%	
一般廃棄物処理事業	80 件	70 億円	0.4%	
一般補助施設整備等事業 <sup>※</sup>	5 件	16 億円	0.1%	
一般事業	72 件	53 億円	0.3%	
地域活性化事業	188 件	102 億円	0.6%	
防災対策事業	437 件	137 億円	0.8%	
地方道路等整備事業	305 件	208 億円	1.2%	
合併特例事業	545 件	991 億円	6.0%	
緊急防災・減災事業	2,172 件	1,346 億円	8.1%	
公共施設等適正管理推進事業	599 件	765 億円	4.6%	
緊急自然災害防止対策事業	7 件	2 億円	0.0%	
過疎対策事業	795 件	249 億円	1.5%	
計	6,208 件	4,653 億円	28.0%	
公営企業債				
水道事業	1,281 件	1,823 億円	11.0%	
工業用水道事業	89 件	81 億円	0.5%	
交通事業	33 件	240 億円	1.4%	
電気事業・ガス事業	40 件	88 億円	0.5%	
港湾整備事業	22 件	29 億円	0.2%	
病院事業・介護サービス事業	488 件	996 億円	6.0%	
市場事業・と畜場事業	35 件	90 億円	0.5%	
下水道事業	2,773 件	4,042 億円	24.3%	
観光その他事業	17 件	3 億円	0.0%	
計	4,778 件	7,393 億円	44.4%	
被災施設借換債	-	-	0.0%	
臨時財政対策債	637 件	4,600 億円	27.6%	
合計	11,623 件	16,647 億円	100.0%	

<sup>(</sup>注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

<sup>※</sup>一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。



令和元年度貸付額

1兆6,647億円

#### 資金調達の実績

#### 1. 調達額

令和元年度は1兆7,831億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行に よる調達総額は1兆5,981億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の 政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は1,000億円と なりました。それに加え、長期借入による調達を850億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆1,191億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30 年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債、スポット債及び国外債(MTNプログラムに よる外貨建債券)といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に 努めました。

このうち、国内債については、総額9,430億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス 枠を活用し、10年債、20年債、30年債、FLIP債を当初計画額から増額するとともに、スポット債として40年 債を発行しました。国外債については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和元年9月に米 ドル建て5年債10億米ドル(1.057億円相当 $^*$ )を、令和2年2月に当機構初のグリーンボンドユーロ建て7年 債5億ユーロ(600億円相当\*)をそれぞれ発行しました。また、米ドル建て及び豪ドル建て国内個人投資家向 け売出外債で合計104億円相当\*を発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警 察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会)の引受 けによる債券を4,790億円発行しました。

この結果、令和元年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券 の発行残高は20兆176億円、借入金の残高は2,030億円となっています。

- (注1)債券発行額については、発行価額ベースの金額を記載しています。
- (注 2)機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。
- ※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

#### 令和元年度 資金調達実績額

#### 1 地方金融機構債(政府保証のない債券)

#### (1)公募債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
 国内債	7,450 億円	9,430 億円
10 年債	2,600 億円	3,550 億円
20 年債	1,100 億円	1,500 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	300 億円
スポット債	_	150 億円
FLIP 債	3,350 億円	3,730 億円
国外債	2,500 億円	1,761 億円
フレックス枠	1,500 億円	_
計	11,450 億円	11,191 億円

- ※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、 長期借入の増額等に活用しています。
- ※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んで います。
- ※国外債の計画額については、平成31年3月12日に発行した米ドル 建10億ドル(1,115億円相当)の調達分を含んでいます。
- ※計画額については、令和元年12月に見直しを行い、12,450億円程度 (平成31年3月12日に発行した米ドル建10億ドル(1,115億円相当) の調達分を含む) に増額しています。

#### (2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額(当初)	実績額
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,600 億円	1,600 億円
20 年債	1,400 億円	1,400 億円
 地共済引受債	1,800 億円	1,790 億円
10 年債	800 億円	820 億円
20 年債	1,000 億円	970 億円
計	4,800 億円	4,790 億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。 地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校 共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共 済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

#### 2 長期借入

計画額	実績額
750 億円	850 億円

#### 3 政府保証債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
10 年債	1,000 億円	1,000 億円
計	1,000 億円	1,000 億円

#### FLIP (Flexible Issuance Program:柔軟な起債運営)債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行す る機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和元年度には計57件3,730億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大200億円となってい ます。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。 (原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く。)		
1回の発行額	30億円以上		
令和元年度年限別発行実績	2年~10年	24件 2,710億円	
	11年~20年	23件 700億円	
	21年~ 40年	10件 320億円	

#### スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、10年債、20年債、5年債及び30年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動 的に発行する債券です。

令和元年度には、40年債を1件150億円発行しました。

#### MTNプログラムの概要

MTN (Medium Term Notes) プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について 合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的 な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設定しています。

令和元年度には、ベンチマーク債10億米ドル及び5億ユーロ(グリーンボンド)並びに個人向け売出外債0.6億米ドル及び0.5億豪 ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	上場	ルクセンブルク証券取	引所(非規制市場)
保証	非政府保証		米ドル	113.60億米ドル
発行限度額	3兆円	诵貨別発行残高 -	ユーロ	15.80億ユーロ
通貨	マルチカレンシー		豪ドル	6.54億豪ドル
準拠法	英国法		ニュージーランドドル	0.58億ニュージーランドドル

#### 2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、日本銀行の「長短金利操作(イールドカーブ・コント ロール)付き量的・質的金融緩和政策 | のもと、低金利環境での発行となりました。

10年債については、国債金利が深いマイナス圏で推移したことにより、7月から10月及び3月は下限利率 で発行しました。11月から2月にかけては、国債金利の上昇に伴い、下限利率を設定した上でスプレッドプ ライシングに回帰し、16.0bpだった対国債スプレッドは11月、12月及び2月にそれぞれ1.0bpずつタイト化 し、2月では国債対比13.0bpでの発行となりました。

この間、利回りについては0.050% ~ 0.155%程度で推移しました。

5年債については、マイナス利回りで推移した同年限の国債の代替としての需要が、20年債及び30年債に ついては、利回りを求める需要がそれぞれ堅調であったことから、タイトなスプレッドで推移しました。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参 考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※令和元年度における各債券の発行条件については129頁~132頁を参照



#### ①地方金融機構債(10年債)の利回り及びスプレッド推移



※地方金融機構債(10年債)は、原則として10年国債入札の1週間後に条件決定を行っています。 カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値です。

「一般地方債」は、同月に条件決定をする地方債のリーディング銘柄の発行実績です。

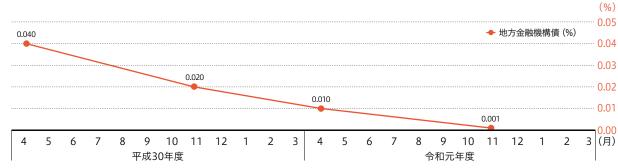
令和元年7月~10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定しています。

#### ②地方金融機構債(20年債)の利回り及びスプレッド推移



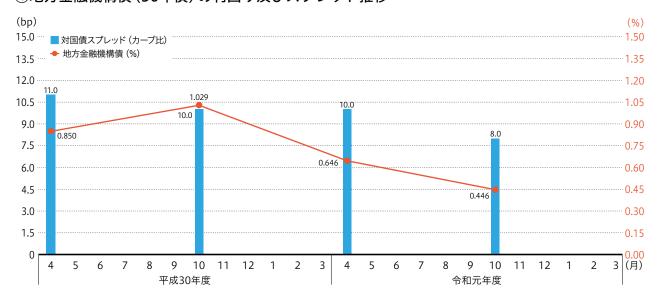
※令和元年9月は下限利率にて条件決定しています。

#### ③地方金融機構債(5年債)の利回り推移



※絶対値によるプライシングを実施しています。

#### ④地方金融機構債(30年債)の利回り及びスプレッド推移



#### 地方支援業務の実績

#### 1. 調查研究

#### ■地方財政に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法・課題及び地方公営企業の経営健全化 に関する事項について調査研究を実施したほか、地方公営企業のあり方に関する調査研究を総務省と共同 で実施しました。

〈調査研究テーマ〉

大規模災害後の地方公共団体の財政運営

#### ■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における資金管理等に関する実態調査を実施しました。

#### ■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度や、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関の最新の動向等について専門機関と の連携を図りつつ調査研究を実施しました。

#### 2. 人材育成 · 実務支援

#### ■ JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っ ている団体からの報告、所管省庁からの制度等の解説等を織り込んだセミナーを全国6会場で開催しまし た。

	開催時期開催地		テーマ
JFM	8月	東京 (管理職向け/担当者向け)	
地方財政 セミナー 8月 8月		長崎	地方公会計制度の活用及び公共施設等の再編・統合 
		秋田	
JFM	10 月	青森	
地方公営企業	11月	香川	地方公営企業会計適用拡大及び経営戦略策定
セミナー	11月	東京	

#### ■地方公営企業実務講習会

地方公営企業会計適用拡大、地方公営企業の経営戦略策定に係る取組を実務的に支援するための研修を 総務省及び都道府県と共同で全国8会場において開催しました。

8月 札幌、仙台、京都、さいたま / 9月 広島、熊本 / 10月 那覇、名古屋

#### ■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開 催しました。

令和元年7月18日 テーマ「AI、IoTで変わる地方自治体」

#### ■資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、財政制度や資金調達に係 る基本的な事項(制度編と金融編)の研修を全国5会場で開催しました。

4月 名古屋、福岡、東京、大阪 / 10月 東京



#### ■資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、制度や資金運用に係る基 本的な事項 (関係法令・債券運用の基礎等) の研修を全国4会場で開催しました。

10月 東京、名古屋、福岡、大阪

#### ■宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得す るための短期集中型研修を、研修機関と共同で開催しました。

7月 市町村職員中央研修所 (JAMP:千葉県)〈2泊3日〉

9月 全国市町村国際文化研修所(JIAM:滋賀県)〈3泊4日〉

#### ■出前講座

地方公共団体の個別ニーズに応じて、機構職員を講師として派遣し、資金調達や資金運用、財政運営等に 関するオーダーメイド型の講義を全国各地で実施しました。

#### 主な講義内容

講義名	内容		
 地方債の金利総論	地方債の金利の見方や、基準となるさまざまな金利を解説。		
実践スプレッド分析	金利スワップレートなどの基準となる金利をもとにスプレッドを推計する手法を解説し、講義 と電卓を利用した演習を実施。		
地方債の借入交渉	金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説。		
資金運用総論	歳計現金・基金等の運用に係る制度や預金、債券等の金融商品について解説するとともに、 効率的な資金運用の取組事例を紹介。		
公会計導入と公会計決算の見方	公会計について、導入の背景とともに公会計決算の見方について解説。		
財政分析と地方債管理	財政分析チャート「Octagon」による財政分析の手法を紹介するとともに、財政運営と地方債管理のポイントについて解説。		

#### ■専門家派遣

①地方公営企業会計適用拡大及び地方公営企業の経営戦略策定への支援

新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解 消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポート を実施しました。

②地方公会計制度に係る活用・運用の支援

地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を支援するため、都道府県が主催する市区町村等を対象 とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施しました。

#### ■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の資金調達、資金運用等にお ける課題や疑問の解決に向け、電話やメール、団体訪問により、きめ細かなアドバイスを提供しました。

#### 〈主な相談事例〉

- ・国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利の分析に関するアドバイス
- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
- ・資金管理・資金運用の方針や規程作成に関するアドバイス

#### 3. 情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できるツールとして財政分析チャート「Octagon」の提供を開始したほ か、政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムに事例を追加するなど充実を図りま した。また、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識、取組事例、学習 用教材等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化しました。

#### 決算の概況

#### 1. 損益の状況

経常収益は、国内の長期金利が低位で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と 比べて291億円減少し2.897億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて187 億円減少し1.606億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて103億円減少し1,290億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立て ることとされております。これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて25億円増加の257 億円となりました。

#### 2. 資産・負債・純資産の状況

令和2年3月末の資産総額は、平成31年3月末と比べて2,424億円減少し24兆3,467億円となりました。 これは、貸付金が1,034億円減少したこと等によるものです。

令和2年3月末の負債総額は、平成31年3月末と比べて2,712億円減少し24兆228億円となりました。 これは、債券が3,787億円減少したこと等によるものです。

令和2年3月末の純資産総額は、平成31年3月末と比べて287億円増加し3,238億円となりました。これは、 令和元年度における一般勘定の当期純利益257億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるもの です。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

#### 決算主要項目の推移

#### 1.損益

(単位:百万円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	前年度増減額
経常収益	347,476	318,863	289,727	△ 29,135
経常費用	195,499	179,428	160,663	△ 18,764
経常利益	151,976	139,434	129,063	△ 10,371
当期純利益	26,111	23,179	25,767	2,588

#### 2.資産・負債・純資産

(単位:百万円)

科目				│ │ 令和元年度 <sub> </sub>	
		十成 29 平反	十成 30 平反	7 和儿牛皮	前年度増減額
資産	総額	24,755,829	24,589,199	24,346,700	△ 242,499
	貸付金	23,768,240	23,503,092	23,399,615	△ 103,477
	有価証券	170,000	180,000	365,500	185,500
	現金預け金	747,767	870,480	557,437	△ 313,043
	その他上記以外	69,821	35,626	24,147	△ 11,478
負債	総額	24,488,401	24,294,008	24,022,803	△ 271,204
	債券	20,284,520	20,392,179	20,013,462	△ 378,716
	金融商品等受入担保金	12,260	27,630	58,073	30,443
	地方公共団体健全化基金	920,287	920,287	920,287	_
	特別法上の準備金等	3,105,003	2,819,505	2,822,777	3,272
	金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	_
	公庫債権金利変動準備金	870,453	597,076	605,607	8,531
	利差補てん積立金	34,550	22,429	17,169	△ 5,259
	その他上記以外	166,330	134,406	208,202	73,796
純資	産総額	267,427	295,191	323,896	28,704

<sup>※</sup>単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

#### 貸付業務

機構の令和2年度貸付計画額は、令和2年度の地方債計画における機構資金の計上額(通常収支対応分1兆 8,221億円、東日本大震災分4億円)を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,600億円を計上しまし た。これは令和元年度貸付計画額と同額となっています。

#### ■機構の貸付計画額

	令和2年度	令和元年度	增減	増減率
	(A)	(B)	(C) = (A) - (B)	(C) / (B)
貸付計画額	16,600 億円	16,600 億円	0 億円	0.0%

#### ■地方債計画における機構資金

	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	增減 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)	
機構資金	18,225 億円	円 18,393 億円 △ 168 億円		△ 0.9%	
(内 訳)					
一般会計債	6,365 億円	6,017 億円	348 億円	5.8%	
公営企業債	7,715 億円	8,077 億円	△ 362 億円	△ 4.5%	
臨時財政対策債	4,145 億円	4,299 億円	△ 154 億円	△ 3.6%	

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

#### 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公 募による発行を基本とし、令和2年度においては、公募債を1兆2,400億円、地方公務員共済組合連合会等の 引受けによる債券を5,350億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券 等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和2年度においては、600億円を発行する 予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては42頁をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL: http://www.jfm.go.jp/)

#### ■資金調達計画額

#### 1.地方金融機構債(政府保証のない債券)

#### (1) 公募債

債券の種類		令和2年度	令和元年度実績	
国内債		7,400億円	9,430 億円	
	10年債	2,600 億円	3,550 億円	
	20年債	1,100 億円	1,500 億円	
	5年債	200億円	200 億円	
	30年債	200 億円	300 億円	
	スポット債	-	150 億円	
	FLIP債	3,300 億円	3,730 億円	
国外債		3,000 億円	1,761 億円	
フレックス枠		2,000 億円	-	
計		12,400 億円	11,191 億円	

<sup>※</sup>債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

#### (2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類		令和2年度	令和元年度実績	
地共連引受債		3,000 億円	3,000 億円	
10年債		1,500 億円	1,600 億円	
		1,500 億円	1,400 億円	
地共済引受	き債	2,350 億円	1,790 億円	
	10年債	1,100 億円	820 億円	
20年債		1,250 億円	970 億円	
計		5,350 億円	4,790 億円	

<sup>※</sup>地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組 合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

#### 2.長期借入

令和2年度	令和元年度実績		
750 億円	850 億円		

<sup>※</sup>このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

#### 3.政府保証債

債券の種類	令和2年度	令和元年度実績
10 年債	_	1,000 億円
4 年債	600 億円	_
計	600 億円	1,000 億円

<sup>※</sup>フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。

<sup>※</sup>令和元年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

#### 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全 般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広 く応えていきます。

令和2年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企 業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材と したセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査研究など地方公共 団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等 の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用します。

特に、調査研究の実施にあたっては、広く地方財政や地方債に関係する機関と連携し、それぞれの強みを 活かした相乗効果の発揮を目指し、取り組むこととします。また、先進自治体職員等の外部人材の一層の活 用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。







#### リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リ スクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財 務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、60頁から62頁をご覧ください。

#### 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増 額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国庫に納付することとされ、令和2年 度は600億円を納付します。

また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、 平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内を国庫に納付することとされ、令和2年度におい ても、同繰上償還の実績に応じた額を納付します。



※詳細は57頁を参照





#### 機構におけるSDGsに向けた取組

#### 貸付事業を通じたサステイナブルな街づくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の 更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方 公共団体への融資を通じ、地域の環境維持改善やサステイナブルな街づくりに寄与しています。

■機構の融資事業例及びSDGsとの関連性

#### 下水道事業













地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等 令和元年度貸付実績 792団体 4.042億円



長野県飯田市 松尾浄化管理センタ

#### 交通事業







地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、 路面電車、モノレール、船舶等の交通事業 令和元年度貸付実績 11団体 240億円



熊本県熊本市交通局 0800系 超低床車

#### 病院事業





地方公共団体が経営する病院、診療所、 その他の医療施設による病院事業 令和元年度貸付実績 219団体 979億円



兵庫県神戸市 兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター

#### 緊急防災・減災事業









地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための 事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地 域の防災力を強化するための施設の整備事業

令和元年度貸付実績 1,058団体 1,346億円



高知県黒潮町 佐賀地区津波避難タワー

#### 教育・福祉施設等整備事業















地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、 児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業

令和元年度貸付実績 213団体 181億円



青森県弘前市 裾野小学校

#### 地方支援業務を通じた地方公共団体への貢献

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金 調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題につ いて、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において、 支援を実施しております。



#### グリーンボンドを発行

機構では、令和2年2月、地方公共団体が行う下水道事業を資金使途とするグリーンボンドを5億ユーロ (600億円相当)発行しました。地方公共団体と連携し、資金使途について、事業内容や環境効果をまとめ、地 方公共団体のSDGsに関する取組を発信していきます。なお、機構のグリーンボンドは、グローバルな評価 実績が豊富な第三者機関であるVigeo Eirisから最も良い評価を得ています。

機構のグリーンボンドについてのホームページ▶ http://www.jfm.go.jp/en/investors/greenbond.html

※SDGsとは? Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193カ国が2016年 から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと具体 的なターゲットとして169項目を設定しています。

#### 2章 業務の紹介

#### 貸付業務

1 概要	26
2 貸付利率	28
3 貸付けの審査体制	30
4 貸付実績・貸付残高	31
5 貸付対象事業の紹介	33
資金調達業務	
1 機構債券の種類	41
2 資金調達の基本スタンス	42
3 機構債券の特徴	43
4 資金調達実績の推移	44
地方支援業務	
1基本姿勢	45
2 地方支援業務の概要	45





● 菊川市消防庁舎(菊川市) |緊急防災・減災事業 〈静岡県〉

〈京都府〉 ❷ 京都市交通局竹田車両基地(京都市)│高速鉄道事業

〈兵庫県〉 ◎ 西脇市茜が丘複合施設 Miraie (西脇市) │合併特例事業

∅ 浅口市学校給食センター(浅口市) | 合併特例事業 〈岡山県〉

〈広島県〉 ⑤ 呉市役所(呉市) | 合併特例事業

〈香川県〉 ⑥ 香川県立善通寺養護学校(善通寺市) │緊急防災・減災事業

🥑 鳴門市避難施設トリーデなると(鳴門市) |緊急防災・減災事業 〈徳島県〉

〈愛媛県〉 ⑧ 今治港 ジブクレーン(今治市)|港湾整備事業

〈高知県〉 🧐 津波避難施設 久枝北タワー(南国市)|旧緊急防災・事業センター





地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団 体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に 対して貸付けを行っています。

#### 1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

#### 2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

#### 一般会計債

- ·公共事業等
- ·公営住宅事業
- · 学校教育施設等整備事業
- ·社会福祉施設整備事業
- ·一般廃棄物処理事業
- ·一般事業
- · 地域活性化事業
- · 防災対策事業
- ·地方道路等整備事業
- ·合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ·公共施設等適正管理推進事業
- ·緊急自然災害防止対策事業
- · 過疎対策事業

#### 公営企業債

- •水道事業
- ·工業用水道事業
- •交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- · 港湾整備事業
- •病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- •下水道事業
- 観光施設事業
- ·駐車場事業
- · 産業廃棄物処理事業

#### 臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債及び被災施設借換債を対象としています。

#### 3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための 「受託貸付」も行っています。

#### 4. 償還期限

主な貸付対象の償還期限は、次のとおりです。

				令和2年度同	意(許可)債	
貸付対象事業		固定	金利	利率見直し*1		
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
			年以内	年以内	年以内	年以内
	公 共		25	5	25	5
	公 営	住 宅 事 業	25	5	25	5
	<b>为</b> 杏.	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
_	教育・福祉施設等 整備事業	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	25	3	25	3
4.0	定佣争未	一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
般		一 般 事 業*2	30	5	30	5
会	_	地 域 活 性 化 事 業	30	5	30	5
計	般	防災対策事業	30	5	30	5
ĒΙ	単	地方道路等整備事業	20	5	20	5
債	独	合 併 特 例 事 業	30	5	30	5
	事	緊急防災・減災事業	30	5	30	5
	業	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
	過 政	 東 対 策 事 業 <sup>※2</sup>	30	5	40	5
	吃 叶 叶 Th	都道府県・政令指定都市	-	_	30	3
	臨時財政対策債	市町村	-	-	20	3
		水道事業	30	5	40	5
		工業用水道事業	30	5	40	5
	公	交 通 事 業 <sup>*2</sup>	30	5	40	5
	営	電 気 事 業*2	30	5	30	5
ー ガ ス 事 業 企 港 湾 整 備 事 業 <sup>※2</sup>		25	5	25	5	
		30	5	40	5	
	業 病院 事 業 <sup>※2</sup> 市 場 事 業		30	5	30	5
			30	5	40	5
	124	と 畜 場 事 業	30	5	30	5
		下 水 道 事 業	30	5	40	5

<sup>※1</sup> 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し)と

<sup>※2</sup> 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

#### 2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

#### 1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように 算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構 の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッ シュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理 事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げしたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、平成30年4月からの貸付利率の推移は次のとおりであり、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。



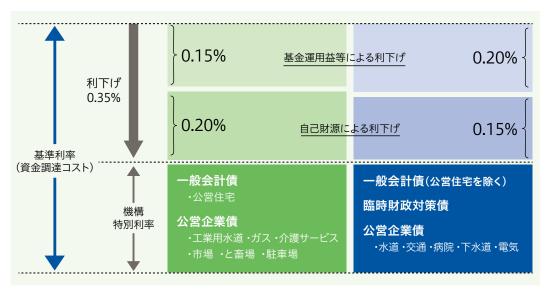
#### 貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



#### 2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づ き、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公 共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構 特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成20年総務省令第87号)の規定に基づき、総務大臣が定めて います。



船橋ケイバ



前橋競輪



伊勢崎オートレース



ボートレース若松

#### 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていること を前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律 第94号)に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要 に応じ都道府県及び市町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必 要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必 要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

#### ①貸付予定団体・ 企業の確認

- ●財政状況・経営状況の把握
- ●ヒアリングの実施

#### ②貸付時における確認 借入申込書類の確認

- ●同意(許可)額の把握等
- ●議決・予算措置の状況確認

#### 貸付けの実行

#### ③貸付後の確認 現地調査の実施

- ●貸付金・貸付事業の状況確認
- ●財政状況・経営状況の把握

#### 4 貸付実績・貸付残高

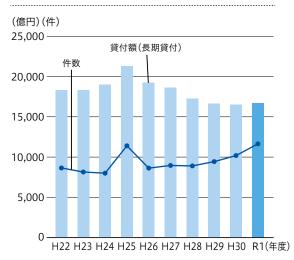
#### 1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から増加しましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

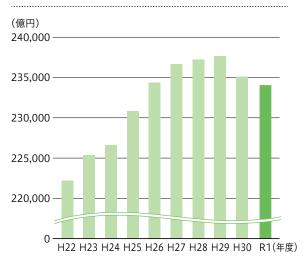
令和元年度の貸付実績は1兆6,647億円であり、令和元年度末における貸付残高は23兆3,996億円となっています。







#### 貸付残高の推移

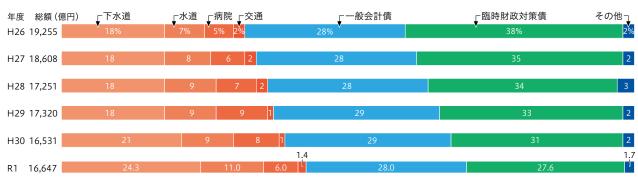


#### 2. 年度別·事業別貸付実績

令和元年度の事業別の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く4,600億円で全体の28%を占め、次いで下水道事業が4,042億円で24%、水道事業が1,823億円で11%の順になっています。



#### 年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



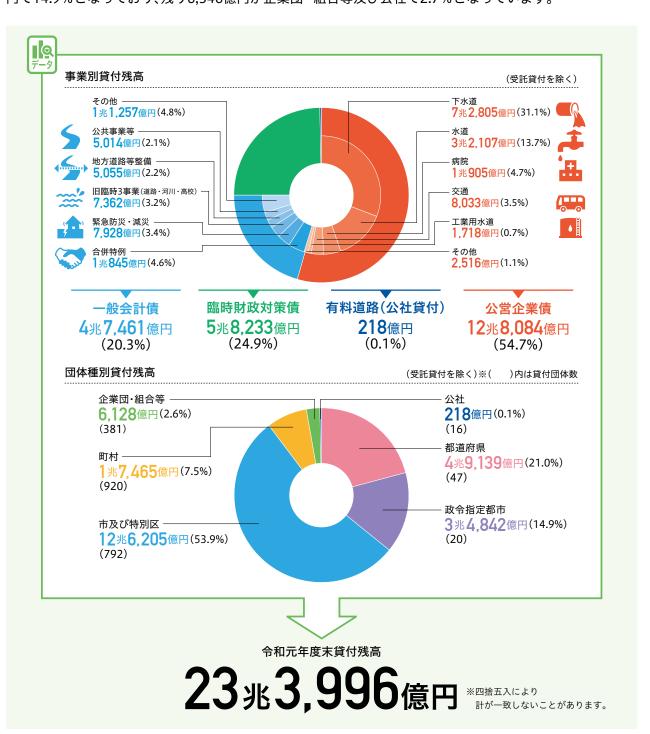
(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

#### 3. 事業別 · 団体種別貸付残高

令和元年度末の貸付残高は23兆3,996億円で、これを事業別にみると下水道事業が7兆2,805億円で最 も多く全体の31.1%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆8.233億円で24.9%、水道事業が3兆2.107億円で 13.7%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和元年度末現在では、全都道府県をはじめとして2.176団 体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆3,670億円で最も 多く全体の61.4%を占めています。次いで、都道府県が4兆9.139億円で21.0%、政令指定都市が3兆4.842億 円で14.9%となっており、残り6,346億円が企業団・組合等及び公社で2.7%となっています。



#### 貸付対象事業の紹介

#### 水道事業(令和元年度貸付額 1,823億円)



水道事業:金田配水場(千葉県木更津市)

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生 の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

平成30年度において地方公共団体が経営する水道事業(簡易 水道事業を含む。)は、1,882事業あり、年間約135億㎡の給水を 行っており、平成30年度末における給水人口は約1億2,402万人 となっています。

水道普及率は、平成30年度末で97.3%となっています。



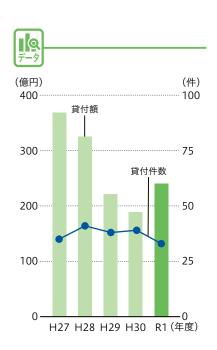
#### 交通事業(令和元年度貸付額 240億円)



交通事業:熊本市交通局 0800 系超低床車 (熊本県熊本市)

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶 等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

平成30年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バ ス事業25事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、モ ノレール等事業2事業、船舶事業45事業の合計86事業あり、年間 延べ約35億人(1日平均954万人)に利用されています。



## 病院事業(令和元年度貸付額 979億円\*)※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む



病院事業:厚木市立病院(神奈川県厚木市)

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供するこ とが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必 要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療 の確保に重要な役割を果たしています。

平成30年度において地方公共団体が経営する病院事業は、 628事業あり、これらの事業が有する病院の数は776病院(一般 病院744、精神科病院32)となっています。



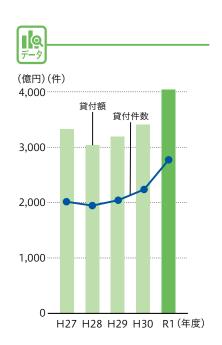
## 下水道事業(令和元年度貸付額 4,042億円)



下水道事業:塩尻市浄化センター (長野県塩尻市)

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨 水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要 な役割を果たしています。

平成30年度において地方公共団体が経営する下水道事 業は、3,628事業あり、年間総処理水量(流域下水道分を除 く雨水処理水量と汚水処理水量の合計) は約148億㎡、平 成30年度末における現在処理区域内人口は1億492万人、 汚水処理人口普及率は91.4%となっています。



## 緊急防災・減災事業(令和元年度貸付額 1,346億円)

緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事 業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防 災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸 付対象となっています。



## 臨時財政対策債(令和元年度貸付額 4,600億円)

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うた め、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、特 別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたっ て支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその 全額が措置されることとなっています。



#### ■公共事業等(令和元年度貸付額 394億円)

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事 業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分 が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象 となります。

#### ■公営住宅事業(令和元年度貸付額 140億円)

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成30年度末では約239万戸が管理されています。

#### ■学校教育施設等整備事業(令和元年度貸付額 107億円)

地方公共団体が単独事業として行う高等学校(一般事業の対象となるものを除く。)、幼稚園等の施設整 備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

#### ■社会福祉施設整備事業(令和元年度貸付額 74億円)

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

#### ■一般廃棄物処理事業(令和元年度貸付額 70億円)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設のう ち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

#### ■一般事業(令和元年度貸付額 53億円)

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない 全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業(中小河川の整備)や臨時高等学校改 築等事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

#### ■地域活性化事業(令和元年度貸付額 102億円)

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏 構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

#### ■防災対策事業(令和元年度貸付額 137億円)

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

#### ■地方道路等整備事業(令和元年度貸付額 208億円)

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

#### ■合併特例事業(令和元年度貸付額 991億円)

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に 伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計か らの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

#### ■公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業(令和元年度貸付額 765億円)

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存 の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進 (立地適正化)等を貸付対象としたものです。

#### ■緊急自然災害防止対策事業(令和元年度貸付額 2億円)

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

#### ■過疎対策事業(令和元年度貸付額 249億円)

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業です。

#### ■工業用水道事業(令和元年度貸付額 81億円)

平成30年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、156事業257施設あり、6,021箇所の工 場等に年間約43億㎡を給水しています。

#### ■電気事業・ガス事業(令和元年度貸付額 88億円)

平成30年度において地方公共団体が経営する電気事業は、100事業485発電所あり、発電能力は最大出力 267万kW、年間発電電力量は78億kWhに達しています。

また、平成30年度において地方公共団体が経営するガス事業は、26事業あり、79万戸の家庭に年間326億 MJのガスを供給しています。

#### ■港湾整備事業(令和元年度貸付額 29億円)

平成30年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、97事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、 倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

#### ■介護サービス事業(令和元年度貸付額 17億円)

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために 必要な機械器具の整備事業を行っています。

#### ■市場事業(令和元年度貸付額 89億円)

平成30年度において地方公共団体が経営する市場事業は、156事業あり、年間の取扱量は、そ菜663万 トン、果実190万トン、水産物252万トン、肉類その他68万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献し ています。

#### ■と畜場事業(令和元年度貸付額 1億円)

平成30年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、55事業あり、年間処理実績は347万頭となっ ています。

#### ■観光施設事業·産業廃棄物処理事業(令和元年度貸付額 1億円)

平成30年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業83事業、ロープウェイ47 事業、その他観光事業(温泉、城、資料館、動植物園等)136事業の合計266事業あります。

#### ■駐車場事業(令和元年度貸付額 1億円)

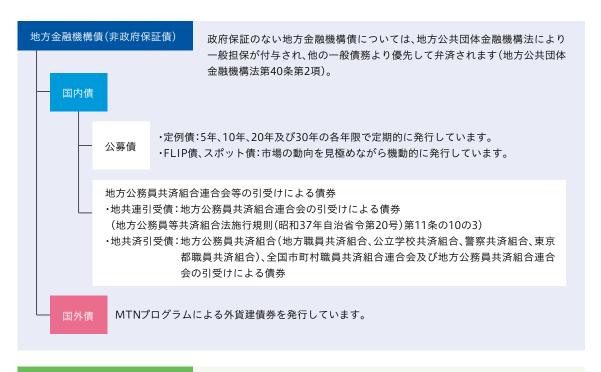
平成30年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、210事業644施設あり、公営駐車場の収容能 力は約12万1千台、1日平均利用台数は約17万台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資する ため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

# 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)のうち、 公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行も行っており、 長期借入も併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企 業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



政府保証債

政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、 既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。 なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては11頁を参照

# 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、 積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる 信認を強化していきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を 行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

## 1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コ ストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行って います。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による 投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行 しているほか、プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度には、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを目的としたグリーンボンドを発行し ています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じ て、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよ う、多様な市場において資金調達に努めています。

## 2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適 切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を強化でき るよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発 行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじ め公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1か月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表してい ます。

## 3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

# 機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

- ○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された 公的な機関であること
- ○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、 資産の安全性は極めて高いといえること
- ○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること(地方公共団体金融機構法第52条)

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- ○金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共 団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- ○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター(R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは、10% (円建債)となっています。

このほか、海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る機構債券等(機構の発行する債券(公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。))の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。(令和2 年3月31日現在)

発行体格付(依頼)	S&P:A + (令和2年3月31日 現在) Moody's:A 1 R&I:A A +	
リスク・ウェイト(円建)	地方金融機構債:10%	(参考)国債·地方債:0% 政府保証債:0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条)	

# 4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債(公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)及び 公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入に よる資金調達も行っています。

令和元年度の資金調達総額は1兆7,831億円となり、平成30年度と比較し減少しました。これは、長期借入による調達額が増加した一方で、非政府保証の地方金融機構債や政府保証債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額が減少したことなどによるものです。

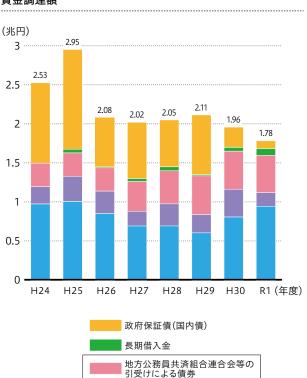
また、令和元年度末の債券発行残高は20兆176億円、借入金残高は2,030億円となっており、これらの合計は20兆2,206億円となっています。

このうち、一般勘定の残高は13兆5,582億円、管理勘定の残高は6兆6,624億円となっています。平成20年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注)債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。



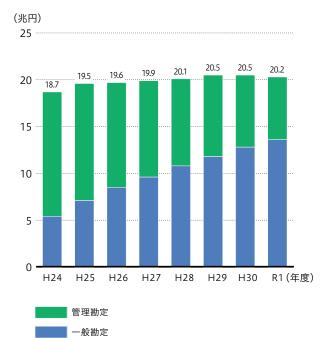
#### 資金調達額



公募債(国外債)

公募債(国内債)

#### 債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定については56頁を参照

※債券発行残高については、決算における償却原価法による 調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載

非政府保証債

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財 政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手とし て、その期待に幅広く応えていきます。

# 基本姿勢

機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果 的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担います。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向け て、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる 各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しています。

また、機構は国や関係機関との連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタン ク等とも連携強化を図り、地方公共団体のニーズに即した支援を提供しています。

# 地方支援業務の概要

令和2年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企 業の経営戦略策定及び地方公会計制度の活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材 としたセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査研究など地方公 共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例 等の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用します。

特に、調査研究の実施にあたっては、広く地方財政や地方債と関係する機関と連携し、それぞれの強みを 活かした相乗効果の発揮を目指し、取り組むこととします。また、先進自治体職員等の外部人材の一層の活 用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。

## 1. 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果 を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

#### ■地方財政に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施 します。

また、令和元年度に引き続き、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施 します。

#### ■地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施し ます。地方公共団体の指定金融機関との関わり方に関する実態調査を実施します。

#### ■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について 専門機関との連携強化を図りながら調査研究を実施します。

#### ■地方公共団体のニーズ・課題把握

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、ヒアリング調査などを実施します。

#### ■先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積します。

### 2. 人材育成 · 実務支援

地方公共団体に対して、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得する ためのセミナー等を実施するとともに、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、 きめ細かな支援を提供します。

#### ■ JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営 戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財 政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを回数や内容を充実させて実施し、 地方公共団体の職員の能力向上等を図ります。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミ ナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。

#### ■各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門 研修の集合研修を実施します。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施します。

#### ■出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を 実施します。

#### ■地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応 することで、地方公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び地方公会計制度の活用・運用を行う地方公共団体 を支援します。

#### ■財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・ アドバイザー等が電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行います。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、助言を行うとともに、広報経費 等に対し助成を行います。

## 3. 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化します。

#### ■先進事例検索システムの運用

財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の課題解決に資する先進的な取組事例(800件超)を データベース化し、キーワード検索が可能な本システムについて、事例の追加や利便性の向上などを図っ て参ります。

#### ■財政分析チャート「Octagon」の利便性向上

市町村の職員が自らの団体の財政状況を簡単に分析できるツールである財政分析チャート「Octagon」に ついて経年・他団体比較機能の追加など利便性の向上を図ります。ホームページでの提供のほか、出前講座 など人材育成・実務支援でも活用して参ります。

#### ■学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する研修動画、研修テキストなどを提供します。

#### ■経済・金融データ、金融知識等の提供

# 3章 業務運営体制

## 機構の基本的な仕組み

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	50
2 出資金	51
ガバナンス	
1 ガバナンス	52
2 財務報告に係る内部統制の評価	54
3 内部監査	55
一般勘定と管理勘定	56
リスク管理	
1 リスク管理全般	58
2 個別リスク管理	59
コンプライアンス(法令等遵守)	65
ディフクロージャー	66



# 築くために運



地域で活用される施設・設備の一例







〈福岡県〉 ● 生涯学習センター「宮若リコリス」(若宮市) │合併特例事業

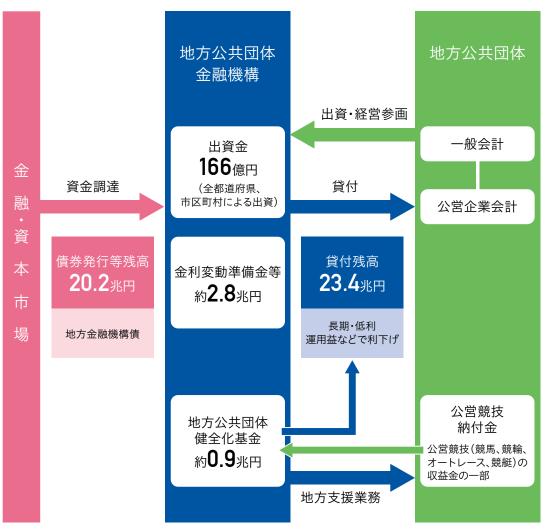
〈大分県〉 🧕 三光地区農業集落排水施設処理場(中津市)|下水道事業

🔞 熊本市交通局熊本駅前電停(熊本市) | 交通事業 〈熊本県〉

◎ 姶良市消防本部(姶良市) │ 合併特例事業 〈鹿児島県〉

〈沖縄県〉 ⑤ 石垣島離島ターミナル(石垣市) |港湾整備事業

# 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和元年度末)

#### 全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立され た「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デ フォルト)は1件も発生していません。

また、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券 の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

#### 地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしてい ます。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図

る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本 市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給し ています。

#### 強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、 債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が生じますが、 機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強 固な財務基盤を確立しています。

#### 地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)を行う地方公共団 体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立 てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

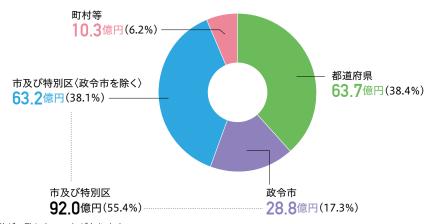
# 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限 定されています。

令和2年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から、合計166億210万円の出資を受け ています。



#### 地方公共団体別出資額及び割合

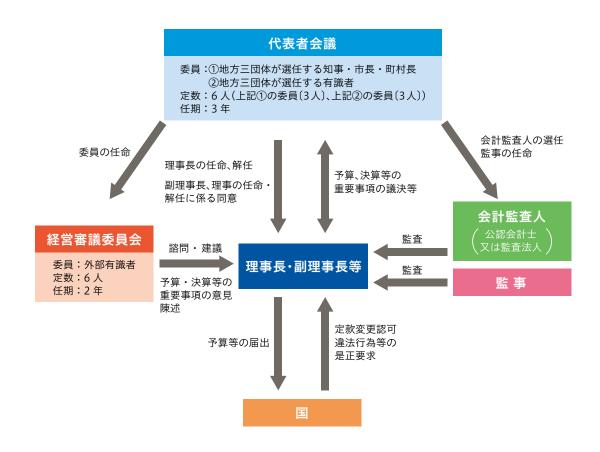


※四捨五入により計が一致しないことがあります。 ※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人によ る監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

# ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み



## 1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会 議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者(3人)に加え、それと同 数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監 事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資 産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる 権限を有しています。

#### 代表者会議委員(令和2年3月31日現在)

◎は議長

全国知事会副会長・兵庫県知事 ■地方公共団体の代表者 ◎井戸 敏三

> 松浦 正敬 全国市長会財政委員会委員長・島根県松江市長

荒木 泰臣 全国町村会会長・熊本県嘉島町長

■外部の学識経験者 小幡 純子 上智大学法学部長・教授

> 神野 直彦 日本社会事業大学 学長・東京大学 名誉教授

角廣 株式会社広島銀行 特別顧問 勲

## 2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務 について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者そ の他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項 について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めるこ とができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義 務があります。

#### 経営審議委員会委員(令和2年3月31日現在)

◎は委員長

◎三谷 降博 短資協会会長

鈴 木 豊 学校法人青山学院 常任監事・青山学院大学 名誉教授

勢一 智子 西南学院大学 教授

米田 保晴 信州大学 名誉教授

玉沖 仁美 株式会社紡 代表取締役

上﨑 正則 株式会社時事通信社 取締役

## 3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施 します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意 見を提出することができることとされています。

## 4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェッ クが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会 議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられています。

# 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)に 基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日 として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受 け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて 改善を図ることとしています。

- ○組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること。
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること。
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されている こと。
- ○真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び 運用されていること。
- ○モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること。
- ○ITに対し、適切な対応がなされていること。

なお、当機構が令和2年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告 書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制 の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める | との監査意見 (財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見) を得てい ます。

# 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、 業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有 効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

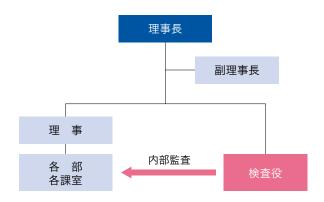
- ○内部監査の内容は次のとおりです。
  - ①事務処理の適正性及び法令遵守体制の有効性
  - ②職務執行態勢の効率性
  - ③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
  - ④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その 措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

#### 内部監査の仕組み

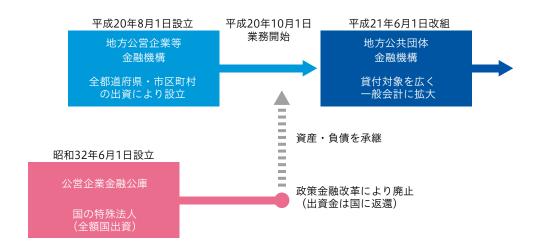


地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成 20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対 象となりました。

機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務 (公庫債権管理業務) に係る経 理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(管理勘定)を設けて整理しなければならないとされてお り、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(一般勘定)の経理と区分することとされています。

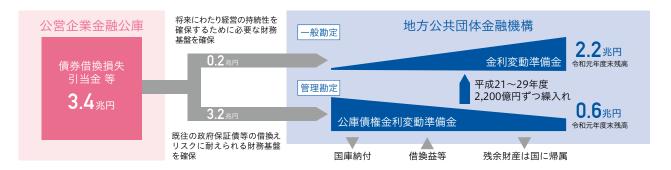
なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政 府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当 金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割 で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に 管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされてい ます。





また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています(地方公共団体金融機構法附則第14条)。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は地方公 共団体が取り組む地方創生をはじめとした財源として活用されています。

#### 国庫納付のこれまでの沿革

年度	国庫帰属額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
平成24年度~平成25年度	総額1兆円 <平成24年度> 3,500億円 <平成25年度> 6,500億円	地方交付税
平成27年度~平成29年度	総額6,000億円以内 <平成27年度> 3,000億円 <平成28年度> 2,000億円 <平成29年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)
平成29年度~令和元年度	総額8,000億円以内 <平成29年度> 3,000億円 <平成30年度> 4,000億円 <令和元年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心)
平成30年度~令和5年度	総額15億円以内 <平成30年度> 0.6億円 <令和元年度> — <令和2年度> 1.3億円* ※予算額ベース。最終的な納付額は、年度末に コンセッション導入の実績に応じて決定。	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源
令和2年度~令和6年度	総額2,300億円 < 令和2年度 > 600億円 (予定) < 令和3年度 > 400億円 (予定) < 令和4年度 > 500億円 (予定) < 令和5年度 > 500億円 (予定) < 令和6年度 > 300億円 (予定)	森林環境譲与税

# リスク管理全般

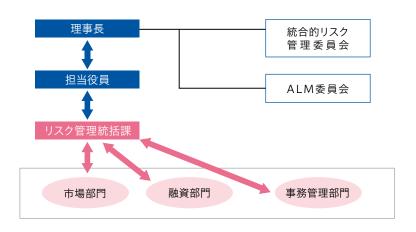
## 1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、 地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する 必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管 理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統 合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するととも に、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

#### 機構のリスク管理体制



## 2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、 債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいとい う特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を設け、資 産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、 デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結 果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

# 2 個別リスク管理

## 1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

#### (1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

## 参考

- ○国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳 出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償 還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政 需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方 債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ○地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の 状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は 「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること とする等の早期是正措置が講じられていること
- ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

#### ○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和2年3月末現在で23兆3,996億円となっていますが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.03%未満の64億円となっています。また、貸付残高のうち0.09%程度の218億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

#### (2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあり

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引 先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化 した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引 先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結して います。

## 2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債 の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリス クのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

#### (1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金 利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

#### ○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心と した債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていること から、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機 構は次頁のとおり対応することとしています。

#### ○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動する ことで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引 を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこと としています。

#### ○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備 えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和2年3月末日現在、金利変動準備金 (一般勘定)は2兆2.000億円、公庫債権金利変動準備金(管理勘定)は6.056億円、両勘定合計で 2兆8,056億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一 般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、 デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管 理目標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この目標を達成するため、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、 一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごと に利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率 を見直すこととしています。

資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行する ほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債(債 券等) デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

なお、令和元年度末の一般勘定のデュレーションギャップは0.68年であり、デュレーション ギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標の範囲内 となっています。

一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定において は、平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスク が縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は6,056億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、森林整備 などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年 間で総額2,300億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部 資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で、総額15億円以内を国 庫に納付することとされましたが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわ たる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行っても金利 リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼ すものではありません。



<参考> 貸付金と債券等(資金調達)のマチュリティラダー図(令和2年3月末時点)



・資産(貸付)デュレーション 8.01 年 ・負債(債券等)デュレーション 7.33 年 ・デュレーションギャップ 0.68 年(前年比▲0.19 年)



・資産(貸付)デュレーション 4.99 年 ・負債(債券) デュレーション 4.13 年 ・デュレーションギャップ 0.86 年(前年比▲0.05 年)

#### 機構全体

・資産(貸付)デュレーション 7.11 年 ・負債(債券等)デュレーション 6.28 年 ・デュレーションギャップ 0.83 年(前年比▲0.15 年)

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については74頁を参照

#### (2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債に おける金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用 については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨 預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることによ り価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

## 3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になるこ と、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク (資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利 な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金 計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、 不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用 することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債 券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとして います。

## 4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又 は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

#### (1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構 が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務 リスクの削減と発生の防止に努めています。

#### (2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、 情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管 理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

#### (3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把 握及び対応を行うこととしています。

## 5. 災害等への対応

機構では、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確 実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制 を整えています。

# 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応 に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ○役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信 用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守 し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ○役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信用確 保に努めなければならない。

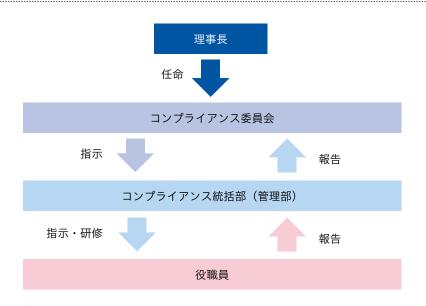
# コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する 規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っ ています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部 においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マ ニュアル整備)等を実施しています。

#### コンプライアンス体制



# 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

# 情報開示資料

## 1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類(有価証券報告書に類する書類、 内部統制報告書)

事業報告書

財務諸表

決算報告書

## 2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画 事業実施方針

資金調達計画

業務案内パンフレット

ディスクロージャー誌

アニュアルレポート

地方公共団体向け広報誌「JFMだより」



ウェブサイト(http://www.jfm.go.jp/)



広報誌「JFMだより」

# 日本の地方自治制度

機構の役割及び今後のあり方

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総 合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政は できる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等につ いては、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都 の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整 に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

#### 日本の地方公共団体(普通地方公共団体及び特別区)の数

都道府県		47
市町村及び特別区		1,741
	政令指定都市	20
	市	772
	特別区	23
	町	743
	村	183
計		1,788

※令和2年4月1日現在



# 2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政活動を行っていますが、このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和2年度の地方財政の規模は約91.7兆円となっています(地方財政計画ベース(東日本大震災分を含む))。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。



#### 地方財政計画(令和2年度当初計画)

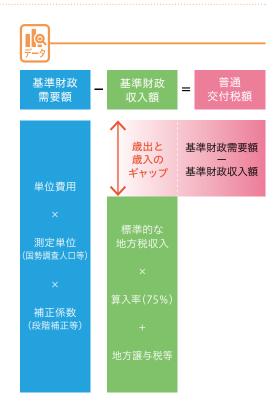


※東日本大震災分を含みます。

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

# 3 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等自主財源をもって賄うことが望ましいといえます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。



# 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、そ の履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって 賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災 害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

# 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウエイ トは0%とされています。

#### (1)地方債の元利償還に要する財源の確保

- (1)自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ②地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- ③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入
- →マクロ(地方財政計画)・ミクロ(地方交付税措置)の両面において地方債の元利償還に必要な財源を 国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

#### (2)早期是正措置としての起債許可制度

- ①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ②赤字団体への起債制限
- →個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕 組みがとられています。

#### (3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ①財政指標の公表による情報開示の徹底
- ②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生
- →地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう 担保されています。

# 6 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

#### (1)地方債計画に基づく同意(許可)の運用

地方債計画は、同意(許可)をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意(許可)は、通常この計画に基づいて運用されます。

#### (2)地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を 同意(許可)する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

#### (3)地方公共団体の起債の指針

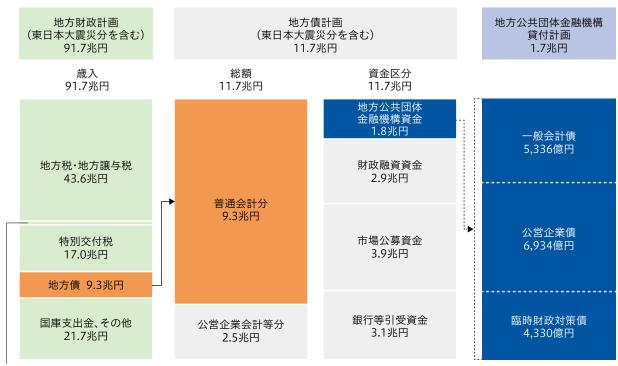
地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※令和2年度地方債計画については、参考資料124頁~128頁を参照

# 7 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係(令和2年度当初計画)



地方特別交付金 0.2兆円

※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意(許可)債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

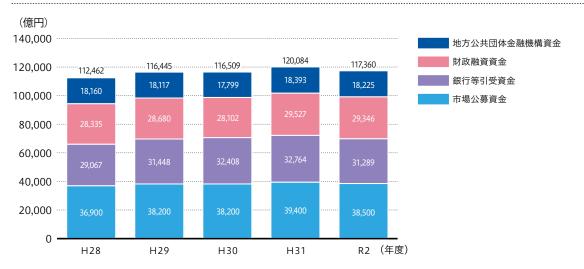
# 地方債計画における資金区分の推移

令和2年度の地方債計画(当初計画ベース)における機構資金は1兆8,225億円(前年度比168億円減)、構 成比では15.5% (前年度比0.2%減)となっています。

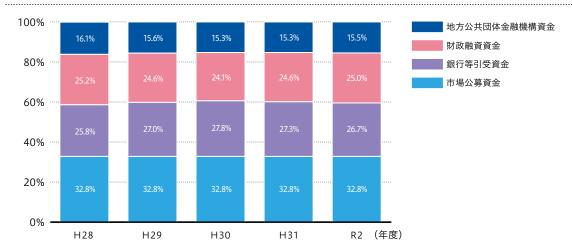
このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を 果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。



#### 資金別地方債計画額(当初)の推移



#### 地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災(関連)分を含む。

# 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要

機構法附則第25条において、政府は設立から約10年後の平成29年度末を目途として機構の業務のあり方 全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成29年10月、地方財政審議会に「地方公共団 体金融機構の業務の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われました。

本検討会では、機構法附則第25条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの 資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証し た結果、平成29年12月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

- ○安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われ ていること。
- ○小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られ ていること。
- ○地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- ○外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保 されていること。

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

- ○機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすこ とができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- ○今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方に ついて、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

# 取組状況

検討会の提言を踏まえ、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて 地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融 で地方財政を支え地域の未来を拓く」を平成30年3月に策定し、更なる取組を進めています。

具体的には、①地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつき め細かに展開するとともに、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の 調査・研究を進め、情報発信を行うこと、②資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定 的に実現すること、③強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさ わしい経営を確保すること、この3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行しています。

## 資金調達関係 =

#### ▼地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証が ない債券。

#### ▼FLIP (Flexible Issuance Program)債

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して 発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- ・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況によ り対象とする発行年限を制限する場合がある(原則、満 期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除 <.)。
- ・1回の発行額30億円以上。

※これまでの実績年限2~40年。

#### ▼スポット債

市場のニーズに対応し、5年、10年、20年及び30年と異な る年限で、主幹事方式により機動的に発行するもの。

#### ▼MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじめ発行 体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類 について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発 行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うこと で海外市場において機動的な債券発行を行うことができる プログラム。

## リスク管理関係 =

#### ▼リスク・ウエイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リス クの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行 (Bank for International Settlements) に 事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比 率規制において、標準的手法によって総資産を算出する際 に、保有資産ごとに分類して用いる。

#### VALM (Asset Liability Management)

資産 (Asset) と負債 (Liability) の総合管理 (Management) を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保する ために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながら リスク管理を行う手法。

#### ▼マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券等の償還等)につい て、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に 並べたもの。

#### ▼デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格 変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・ 支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュ レーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化 が大きくなる。

#### ▼デュレーションギャップ

資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレーション の差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動 幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを 負うこととなる。

## 地方債制度関係 =

#### ▼銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入れ又 は引受けの方法により調達する資金。

#### ▼市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を 募る方法(公募)により調達する資金。

#### ▼地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れに よる資金。

#### ▼財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融資特別会計からの借入れ による資金。

# 5章 機構の財務状況

財務諸表	76
貸借対照表	76
損益計算書	77
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	78
純資産変動計算書	79
キャッシュ・フロー計算書	80
重要な会計方針	81
追加情報	84
注記事項等	84
勘定別情報(貸借対照表関係)	99
勘定別情報(損益計算書関係)	100
附属明細書	101
参考情報	104
内部統制報告書	104
健全化判断比率等に基づく	
令和元年度末貸付残高の分類	105
地方公共団体金融機構貸付債権における	
自己査定結果(令和元年度末残高)	106
市場リスクに係る定量的情報	107
流動性リスクに係る定量的情報	108

機構は、地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)に基づき財務諸表を作成し、会計監査人である EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

# 貸借対照表

					(単位・日万円)
科目	平成30年度 (平成31年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)	科目	平成30年度 (平成31年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	23,503,092	23,399,615	債券	20,392,179	20,013,462
有価証券	180,000	365,500	借入金	128,000	203,000
現金預け金	870,480	557,437	金融商品等受入担保金	27,630	58,073
金融商品等差入担保金	22,847	12,391	その他負債	6,261	5,040
その他資産	8,859	7,881	賞与引当金	57	58
有形固定資産	2,884	2,777	役員賞与引当金	10	10
無形固定資産	1,035	1,097	退職給付引当金	52	62
			役員退職慰労引当金	24	32
			地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			基本地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			特別法上の準備金等	2,819,505	2,822,777
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	597,076	605,607
			利差補てん積立金	22,429	17,169
			負債の部合計	24,294,008	24,022,803
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	212,616	238,383
			一般勘定積立金	212,616	238,383
			評価・換算差額等	8,163	11,101
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	295,191	323,896
資産の部合計	24,589,199	24,346,700	負債及び純資産の部合計	24,589,199	24,346,700

# 損益計算書

科目	平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
	金額	金額
経常収益	318,863	289,727
資金運用収益	313,785	282,623
	93	87
その他業務収益	21	8
その他経常収益	4,962	7,008
地方公共団体健全化基金受入額	4,949	6,996
その他の経常収益	12	12
経常費用	179,428	160,663
資金調達費用	172,436	154,271
役務取引等費用	300	299
その他業務費用	3,270	2,926
営業経費	3,397	3,166
その他経常費用	23	_
経常利益	139,434	129,063
特別利益	406,190	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額	400,064	100,000
利差補てん積立金取崩額	6,125	5,259
特別損失	522,445	208,555
固定資産処分損	-	23
公庫債権金利変動準備金繰入額	122,381	108,531
国庫納付金	400,064	100,000
当期純利益	23,179	25,767

# 利益の処分に関する書類【一般勘定】

#### 平成30年度(平成31年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		23,179
当期純利益	23,179	
前期繰越欠損金	_	
Ⅱ 利益処分額		
積立金	23,179	23,179

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

## 令和元年度(令和2年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		25,767
当期純利益	25,767	
前期繰越欠損金	_	
Ⅱ 利益処分額		
積立金	25,767	25,767

- (注) 1.「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
  - 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

# 利益の処分に関する書類【管理勘定】

## 平成30年度(平成31年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益	-	- ]
当期純利益	-	
前期繰越欠損金 –		
Ⅱ 利益処分額		
積立金		-

## 令和元年度(令和2年3月31日)

I 処分対象利益	-
当期純利益 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
前期繰越欠損金	
Ⅱ 利益処分額	
積立金 — 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	-

# 純資産変動計算書

## 平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等		
	地方公共団体	利益乗	則余金	出資者資本	繰延 ヘッジ損益	段延   利益領立金	純資産合計
	地方公共団体	一般勘定 積立金	利益剰余金 合計	合計			
当期首残高	16,602	191,890	191,890	208,492	5,268	53,666	267,427
誤謬の訂正による累積 的影響額	_	△2,453	△2,453	△2,453	_	4,142	1,688
遡及処理後当期首残高	16,602	189,436	189,436	206,038	5,268	57,808	269,116
当期変動額							
当期純利益	-	23,179	23,179	23,179	_	_	23,179
出資者資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	I	I	-	2,895	_	2,895
当期変動額合計	_	23,179	23,179	23,179	2,895	_	26,074
当期末残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191

## 令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	出資者資本			評価・換算 差額等			
	地方公共団体	利益剰	到余金	出資者資本	繰延	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	出資金	一般勘定 積立金	利益剰余金 合計	合計			
当期首残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191
当期変動額							
当期純利益	-	25,767	25,767	25,767	_	_	25,767
出資者資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	2,937	_	2,937
当期変動額合計	_	25,767	25,767	25,767	2,937	_	28,704
当期末残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896

# キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万F 				
科目	平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )		
	金額	金額		
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	23,179	25,767		
減価償却費	726	606		
資金運用収益	△313,785	△ 282,623		
資金調達費用	172,436	154,271		
賞与引当金の増加額	0	0		
役員賞与引当金の増加額	2	0		
退職給付引当金の増加額	5	9		
役員退職慰労引当金の増加額	0	7		
地方公共団体健全化基金の減少額	△4,949	△ 6,996		
公庫債権金利変動準備金の増加額	122,381	108,531		
利差補てん積立金の減少額	△6,125	△ 5,259		
貸付金の純増(△)減	265,147	103,477		
- 債券の純増減(△)	105,848	△ 380,219		
借入金の純増減(△)	△31,500	75,000		
資金運用による収入	314,710	283,600		
資金調達による支出	△171,555	△ 153,475		
- その他	51,734	43,807		
営業活動によるキャッシュ・フロー	528,254	△ 33,493		
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入	578,000	934,200		
有価証券の取得による支出	△588,000	△ 1,119,700		
有形固定資産の取得による支出	△91	△ 411		
無形固定資産の取得による支出	△336	△ 634		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,427	△ 186,546		
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出	△400,064	△ 100,000		
公営競技納付金による収入	4,949	6,996		
財務活動によるキャッシュ・フロー	△395,114	△ 93,003		
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	_		
V 現金及び現金同等物の増加額(△は減少額)	122,712	△ 313,043		
VI 現金及び現金同等物の期首残高	747,767	870,480		
VII 現金及び現金同等物の期末残高	870,480	557,437		

# 重要な会計方針

項目	平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
1.有価証券の評価基準及び評 価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用 年数は次のとおりです。 建物 23年~47年 その他 2年~19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共 団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用とし て処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備える ため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、 当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に 備えるため、役員に対する賞与の支給見込額 のうち、当事業年度に帰属する額を計上して おります。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備え るため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計 上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の 計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給 額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法 を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の 支出に備えるため、内規に基づく支給見込額の うち、当事業年度末までに発生していると認め られる額を計上しております。	(3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

項目	平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
7.ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ	<ul><li>(1) ヘッジ会計の方法 同左</li><li>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</li></ul>
	ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金	
	(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避 する目的で金利スワップ取引又は通貨スワッ プ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別 契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変 動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為 替予約を付しております。	(3) ヘッジ方針 同左
	(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺する ヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段 に関する重要な条件がほぼ同一となるような ヘッジ指定を行っているため、高い有効性があ るとみなしており、これをもって有効性の判定 に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利ス ワップ並びに振当処理の要件を満たしている 通貨スワップ及び為替予約については、有効性 の評価を省略しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
9.地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」 (昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全 化基金を設けております。また、法第46条第5項 の規定に基づき同基金の運用により生じる収益 (以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の 軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額 から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同 基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利 子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条 第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた 額及び当該不足する事業年度に納付された納付 金の額の合計額を限度として同基金を取り崩す こととしております。	同左

項目	平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
10.金利変動準備金及び公庫 債権金利変動準備金の会 計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利理については、公営企業債券の借換えに伴う金利理については、公営企業債券の借換えに伴う金利で割り、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11.利差補てん積立金の会計 処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が 利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附 則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第 1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務 省令第5条に定めるところにより算出した額を 計上しております。	同左
12.管理勘定利益積立金の会 計処理	管理勘定において生じた利益については、法 附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規 定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利 益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式により行っております。	同左

# 追加情報

#### 平成30年度 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

# 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

#### 国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金につ いて、平成29年度から平成31年度までの3年間で、総額9,000億 円以内を国に納付することとなりました。平成31年度において は「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の 規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 31年総務省・財務省令第4号) に基づき、同準備金1,000億円を取 り崩し、同額を国に納付することとなっております。

また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に 関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第60号)が 平成30年6月20日に公布され、上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のた め、平成30年度から平成35年度までの6年間において、総額15億 円以内を公庫債権金利変動準備金の一部から国に納付すること とされております。

とを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないもの

#### 国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金に ついて、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億 円を国に納付することとなりました。令和2年度においては、 「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機 構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額 を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、同 準備金600億円を取り崩し、同額を国に納付することとなって おります。

# 注記事項等

#### 【貸借対照表に関する注記】

#### 平成30年度 令和元年度 (令和2年3月31日) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 1.有形固定資産の減価償却累計額 853百万円 677百万円 2.貸付金 2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び 同左 貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績は ありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間 継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又 は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸 付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付 金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第 96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に 規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及 び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の 翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ

です。

平成30年度	令和元年度
(平成31年3月31日)	(令和2年3月31日)
3.担保提供資産	3.担保提供資産
法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共
体金融機構債券等20,392,179百万円の一般担保に供しており	団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供して
ます。	おります。
4. 特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定 に基づくものです。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に 基づくものです。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3 項及び第4項の規定に基づくものです。	4.特別法上の準備金等 同左

## 【損益計算書に関する注記】

平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	・
1. 当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 23,179百万円 管理勘定 - 百万円	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 25,767百万円 管理勘定 - 百万円
2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 平成30年度においては「平成30年度における地方公共団体金 融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする 金額を定める省令」(平成30年総務省・財務省令第1号。以下「国 帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金400,064 百万円を取り崩し、同額を国に納付しております。	2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について令和元年度においては「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成31年総務省・財務省令第4号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金1,000億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

#### 【金融商品に関する注記】

#### ○平成30年度

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをは じめとするさまざまなリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行って おります。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・ 管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の 内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等に より調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券 等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、 VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結 果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 「1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクの ことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

#### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロと されており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じな いような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が 均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方 交付税の算定において標準的な財政需要額 (基準財政需要額) に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することに より、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留 意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上と なった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当す る団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を 含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」(平 成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実 施しております。

#### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。 このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた 与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等 の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDA マスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動 し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、 為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

#### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調 達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等に より調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変 動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとお り対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準 備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リス ク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以 下とする平成30年度から平成34年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸 付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利 下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行 年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、 所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの3年間で総 額9,000億円(平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む)以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償 金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間で、総額15 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、 管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少 又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸 付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

#### ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動 に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による 外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変 動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

#### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債 券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、 金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会 に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理につ いて定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成31年3月31日現在の 金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は38,399百万円減少す るものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資 産側)の時価は39.013百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により 資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報 告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について 定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成31年3月31日現在の 金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は10,560百万円減少す るものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資 産側) の時価は10.692百万円増加するものと考えられます。

#### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常 よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場 の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること により、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画 を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に 備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還 金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金 (2)有価証券	23,503,092	25,369,115	1,866,022
満期保有目的のもの	180,000	180,000	_
(3)現金預け金 (4)金融商品等差入担保金	870,480 22,847	870,480 22,847	_
資産計	24,576,420	26,442,443	1,866,022
(1)債券 (2)借入金 (3)金融商品等受入担保金	20,392,179 128,000 27,630	21,226,384 130,272 27,630	834,205 2,272 –
負債計	20,547,809	21,384,287	836,478
デリバティブ取引* <sup>1</sup> ヘッジ会計が適用されているもの	_	-	-
デリバティブ取引計	_	-	_

<sup>※1</sup> デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

#### (1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成31年3月31日現在の国債レートを用いて算 出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

#### (2)有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	_	_	-	_
計上額を超えるもの	小計	_	_	_
時価が貸借対照表	譲渡性預金	180,000	180,000	-
計上額を超えないもの	小計	180,000	180,000	-
合計		180,000	180,000	-

#### (3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、 時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時 価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 負債

#### (1)債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについて は、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しておりま

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合 計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処 理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定して おります。

#### (2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在 価値を算定しております。

#### (3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価 は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約にお いて定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 うち1年超		時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	_	-	_	取引先金融機関から 提示された価格に よっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	<b>%</b> 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,474,819	1,436,071	<b></b> 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	3,000	_	<b></b> 2	
	合計		1,512,819	1,456,071	-	

- ※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- ※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の 時価に含めて記載しております。

#### (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万F										
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内	
貸付金	1,763,913	1,784,040	1,769,220	1,709,516	1,605,880	6,520,793	6,648,578	1,665,063	36,084	
有価証券 満期保有 目的のもの	180,000	_	-	-	-	-	-	_	_	
預け金	870,480	_	_	_	-	_	_	_	_	

(単位:百万円)

#### (注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	6,272,932	2,917,863	183,000	70,000
借入金	10,000	-	1,000	_	86,200	30,800	-	-	_

#### ○令和元年度

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなどさまざまなリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・ 管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の 内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。 ALM委員会では、シナリオ分析、 VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

#### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が 均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方 交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することに より、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法 律第132号) の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており ます。

#### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与 信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措 置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマ スター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動 し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から牛み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、 為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

#### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調 達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等に より調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変 動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとお り対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準 備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リス ク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以 下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸 付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利 下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行 年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、 所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度 から令和6年度までの5年間で総額2,300億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金 運用部資金における財源確保のため、平成30 年度から令和5年度までの6年間で総額15 億円以内で公庫債権金利変 動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円 滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少 又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸 付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

#### ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動 に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による 外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格 変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

#### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債 券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、 金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM 委員会 に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理につ いて定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金 利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は36,671百万円減少する ものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産 側)の時価は37,215百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により 資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報 告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について 定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金 利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は8,642百万円減少するも のと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側) の時価は8.742百万円増加するものと考えられます。

#### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常 よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場 の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること により、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立 て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備え て複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還 金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	   貸借対照表計上額 	時価	 
(1)貸付金 (2)有価証券	23,399,615	24,901,200	1,501,584
満期保有目的のもの	365,500	365,500	_
(3)現金預け金	557,437	557,437	-
(4)金融商品等差入担保金	12,391	12,391	-
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
(1)債券	20,013,462	20,690,092	676,629
(2)借入金	203,000	204,988	1,988
(3)金融商品等受入担保金	58,073	58,073	_
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引*1			
ヘッジ会計が適用されているもの	_	-	_
デリバティブ取引計	_	_	_

<sup>※1</sup> デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

#### (1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和2年3月31日現在の国債レートを用いて算 出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

#### (2)有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

#### (3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、 時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時 価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### 負債

#### (1)債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについ ては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定してお ります。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の 合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として 処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定 しております。

#### (2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現 在価値を算定しております。

#### (3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時 価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約に おいて定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ	主なヘッジ	契約	額等	時価	当該時価の
172五日0771五	取引の種類等	対象		うち1年超	H 0 IM	算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	_	_	_	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	<b>※</b> 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	<b>※</b> 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	_	_	<b>※</b> 2	
	合計		1,632,376	1,355,110		

- ※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- ※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債 券等の時価に含めて記載しております。

#### (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	   1年以内 	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
有価証券 満期保有 目的のもの	365,500	_	_	_	_	_	_	-	-
預け金	557,437	_	_	_	_	_	-	_	_

#### (注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	_	1,000	-	86,200	83,400	30,800	1,600	_	_

## 【有価証券に関する注記】

### ○平成30年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成31年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	180,000	180,000	_	_	_

- (注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
  - 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

#### ○令和元年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	譲渡性預金	_	-	_
計上額を超えるもの	小計	_	-	-
時価が貸借対照表	譲渡性預金	365,500	365,500	_
計上額を超えないもの	小計	365,500	365,500	-
合計		365,500	365,500	-

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

## 【デリバティブ取引に関する注記】

【アリハテイノ取5川。関する注記】	
平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
1.取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金 利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。	1.取引の内容 同左
2.取組方針及び利用目的金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。	2.取組方針及び利用目的 同左
は、ヘッシ云計を採用しております。 (1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件 を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処 理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件 を満たす場合には振当処理を採用しております。	(1)ヘッジ会計の方法 同左

# 平成30年度

# 令和元年度 令和2年3月31日まで

#### (2)ヘッジ手段とヘッジ対象

[1]ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金

(3)ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利ス ワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の 識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避 するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一と なるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると みなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振 当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約につい ては、有効性の評価を省略しております。

#### 3.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信 用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によっ て将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相 手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク です。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについては ヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについて は、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及 びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再 構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引 先を分散させております。

#### 4.取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引 限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認 を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及び カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に 統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左

(3) ヘッジ方針 同左

(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

3.取引に係るリスクの内容 同左

4.取引に係るリスク管理体制 同左

## 【退職給付に関する注記】

平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
1.採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用してお り、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度 を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算 しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左
2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期 末残高の調整表	2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期 末残高の調整表
期首における退職給付引当金 47百万円	期首における退職給付引当金 52百万円
退職給付費用 16百万円	」 退職給付費用 17百万円
退職給付の支払額 4百万円	退職給付の支払額 0百万円
制度への拠出額 7百万円	制度への拠出額 7百万円
期末における退職給付引当金 52百万円	期末における退職給付引当金 62百万円
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退
職給付に係る資産及び負債の調整表	職給付に係る資産及び負債の調整表
積立型制度の退職給付債務 184百万円	積立型制度の退職給付債務 184百万円
年金資産 <u>△171百万円</u>	年金資産 △168百万円
13百万円	15百万円
非積立型制度の退職給付債務39百万円	非積立型制度の退職給付債務46百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
52百万円	62百万円
退職給付引当金52百万円	退職給付引当金62百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
52百万円	62百万円

## 【誤謬の訂正に関する注記】

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

平成30年度 ( 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで )	令和元年度 ( 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで )
1. 誤謬の内容 旧公営企業金融公庫の平成19年度貸付けに係る利下げ補て ん所要額について一般勘定からの繰入額及び管理勘定における利差補てん積立金の取崩額が誤って計上されていたことが 判明しました。この誤謬を訂正するため、公庫債権金利変動準備金、利差補てん積立金、一般勘定積立金及び管理勘定利益積立金の期首残高を増減させております。	
2. 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額 影響額については、「純資産変動計算書」の「誤謬の訂正によ る累積的影響額」に記載しております。	

16百万円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

17百万円

# 勘定別情報(貸借対照表関係)(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

				(単位:百万円)
科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,640,828	6,758,787		23,399,615
有価証券	365,500			365,500
現金預け金	557,437			557,437
金融商品等差入担保金	12,391			12,391
その他資産	3,682	4,199		7,881
有形固定資産	2,777			2,777
無形固定資産	1,097			1,097
一般勘定貸		582,840	△ 582,840	
資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700
負債の部				
債券	13,351,373	6,662,089		20,013,462
借入金	203,000			203,000
金融商品等受入担保金	58,073			58,073
	1,889	3,150		5,040
	58			58
	10			10
退職給付引当金	62			62
役員退職慰労引当金	32			32
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
	582,840		△ 582,840	
特別法上の準備金等	2,200,000	622,777		2,822,777
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		605,607		605,607
利差補てん積立金		17,169		17,169
負債の部合計	17,317,625	7,288,018	△ 582,840	24,022,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	238,383			238,383
一般勘定積立金	238,383			238,383
評価・換算差額等	11,101			11,101
		57,808		57,808
純資産の部合計	266,087	57,808		323,896
負債及び純資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700

#### (注) 1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務) を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、 法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

#### 3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

<sup>2.</sup>一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

# 勘定別情報(損益計算書関係)(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

				(単位:白万円)
科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,662	162,962	△ 6,897	289,727
資金運用収益	126,123	156,499		282,623
役務取引等収益	87			87
その他業務収益	8			8
その他経常収益	7,008			7,008
地方公共団体健全化基金受入額	6,996			6,996
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	434		△ 434	
一般勘定貸受取利息		8	△ 8	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,454	△ 6,454	
経常費用	107,871	59,690	△ 6,897	160,663
資金調達費用	95,472	58,798		154,271
役務取引等費用	179	119		299
その他業務費用	2,627	299		2,926
営業経費	3,128	38		3,166
管理勘定借支払利息	8		△ 8	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,454		△ 6,454	
一般勘定事務委託費		434	△ 434	
経常利益	25,791	103,272	_	129,063
特別利益	_	105,259	_	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		5,259		5,259
特別損失	23	208,531	_	208,555
固定資産処分損	23			23
公庫債権金利変動準備金繰入額		108,531		108,531
国庫納付金		100,000		100,000
当期純利益	25,767	_	_	25,767

# 附属明細書

## 1. 有形固定資産等明細書

(単位:百万円)

資産の種類	当期首	当期增加額	当期減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,185	2	_	1,187	508	32	679
土地	1,659	_	_	1,659	_	_	1,659
その他の有形固定資産	893	45	332	606	168	123	438
有形固定資産計	3,738	48	332	3,454	677	155	2,777
無形固定資産							
ソフトウェア	3,266	658	2,079	1,844	748	451	1,096
その他の無形固定資産	123	1	123	1	-	-	1
無形固定資産計	3,389	660	2,203	1,846	748	451	1,097

## 2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

					· [[[]
	入 発行年月日 	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第1回~第123回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ~令和2年1月21日	5,053,012	4,469,844 (652,530)	0.001 ~1.500	10年
政府保証債(国内債) 8年第1回~第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ~平成29年2月24日	420,073	420,059	0.001 ~0.576	8年
政府保証債(国内債) 6年第9回~第20回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月25日 ~平成28年10月28日	810,455	520,315 (200,000)	0.001 ~0.385	6年
政府保証債(国内債) 4年第7回~第10回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ~平成30年2月26日	200,223	200,111 (40,000)	0.001	4年
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 (1,000百万米ドル) (83,170)	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第15回~第26回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ~令和元年11月22日	135,000	125,000 (20,000)	0.001 ~0.230	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	_	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回~第130回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ~令和2年3月23日	3,250,000	3,360,000 (360,000)	0.049 ~1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回~第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ~平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ~1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回~第81回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ~令和2年3月23日	1,425,000	1,575,000	0.180 ~2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回~第9回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ~令和元年10月18日	75,000	105,000	0.446 ~1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回~第2回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ~令和2年1月28日	15,000	30,000	0.646 ~0.882	40年
非政府保証公募債 F2~6、8~14、16~17、24~25、27~29、31、35~37、41~43、45~52、54~69、71~73、75~85、87~90、92~93、95~98、100~112、115~139、141~153、155~164、166~169、171~210、212~243、245~276、278~513回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ~令和2年2月28日	2,380,659	2,600,288 (81,000)	0.001 ~2.334	2年 ~40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回 地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日 ~平成26年7月25日	35,000	20,000	変動	9年 ~30年

(単位:百万円)

銘柄	   発行年月日 	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証債(外債) 第43~45、47~72回 地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ~令和2年2月12日	1,340,300	1,517,247 (11,260百万米ドル) (654百万豪ドル) (58百万NZドル) (1,580百万ユーロ) (184,232)	0.050 ~5.092	3年 ~11年
非政府保証債(外債) 第30、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年6月6日 ~平成25年7月22日	20,230	9,863 〔100 百万米ドル〕 〔9,863〕	変動	7年
縁故債 A号第1回~第122回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ~令和2年3月25日	2,630,000	2,510,000 (400,000)	0.069 ~1.530	10年
緣故債 B号第1回~第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ~令和2年3月25日	229,500	311,500	0.069 ~0.511	10年
縁故債 C号第1回~第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ~令和2年3月25日	365,500	462,500	0.190 ~1.154	20年
緣故債 D号第1回~第48回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ~令和2年3月25日	450,000	590,000	0.190 ~0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	_	18,988,125	18,959,899 (2,030,795)	-	_
政府保証債(国内債) 第7回~第8回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月15日 ~平成21年5月25日	140,000	_	1.4 ~1.5	10年
非政府保証公募債 第3回~第4回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月28日 ~平成21年5月28日	60,000	-	1.593 ~1.65	10年
非政府保証公募債 20年第1回~第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ~平成21年4月30日	84,970	84,973	2.07 ~2.29	20年
縁故債 A号第1回~第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ~平成21年5月26日	120,000	-	1.69 ~1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	404,970	84,973	-	-
政府保証債(国内債) 15年第1回~第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ~平成19年7月18日	184,838	184,860 (39,900)	1.6 ~2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド公営企業債券	平成11年8月9日	28,376	_	5.75	20年
非政府保証公募債 20年第1回~第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ~平成20年6月16日	569,834	569,858	1.03 ~2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回~第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ~平成18年9月20日	189,903	189,909	2.39 ~2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回~第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ~平成16年6月9日	26,130	23,960 (2,170)	1.39 ~2.01	28年
公営企業債券小計	_	999,082	968,589 (42,070)	ı	_
合 計	_	20,392,179	20,013,462 (2,072,865)	-	_

- (注) 1.法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供しております。
  - 2.「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第43~45、47~72回地方公共団体金融機構債券」及 び「非政府保証債(外債)第30、39回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の()は外貨建による金額です。
  - 3.「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
  - 4.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159

## 3. 借入金等明細書

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	_	_	_	_
1年以内に返済予定の長期借入金	10,000	_	_	_
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	118,000	203,000	0.324	令和3年9月27日 ~令和22年3月16日
合 計	128,000	203,000	_	-

(注) 1.平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。 2.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	_	1,000	_	86,200	83,400

4. 引当金明細書 (単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	57	58	57	_	58
役員賞与引当金	10	10	10	_	10
退職給付引当金	52	17	0	7	62
役員退職慰労引当金	24	8	_	1	32

### 5. 金利変動準備金等明細書

(単位:百万円)

		当期均	曽加額	当期源	<b>減少額</b>		
区 分	当期首残高		うち 繰入額等		うち 繰出額	差引当期末残高	
金利変動準備金	2,200,000	_	-	_	TO THE STATE OF TH	2,200,000	
公庫債権金利変動準備金	597,076	108,531		100,000	_	605,607	
合 計	2,797,076	108,531	_	100,000	_	2,805,607	

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

## 6. 地方公共団体健全化基金明細書

区分	 	当期増加額		当期派	当期末残高	
	ヨ朔目 <i>"</i> な同	積立額	組入額	取崩額	その他	当别 <b>小</b> 戏同
基本地方公共団体健全化基金	920,287	6,996	_	6,996	_	920,287
合 計	920,287	6,996	_	6,996	_	920,287

<sup>(</sup>注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。 2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

# 内部統制報告書

【提出書類】 内部統制報告書

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 【根拠条文】

第19条第1項及び第28条

【作成日】 令和2年5月20日

【法人名】 地方公共団体金融機構

【英訳名】 Japan Finance Organization for Municipalities

【代表者の役職氏名】 理事長 瀧野 欣彌

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館 【主たる事務所の所在の場所】 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館 【縦覧に供する場所】

#### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長瀧野欣彌は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表 した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施 基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備 及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的 な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全 には防止又は発見することができない可能性があります。

#### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和2年3月31日を基準日として行われており、評価 に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上 で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選 定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上 の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対 象の性質に応じて、決算業務の適正性(決算・財務報告プロセス統制)、ITの適切な運営(IT全般統制)についての評価 活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定 しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社 的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大 きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の 発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事 業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加 しました。

#### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日(令和2年3月31日)現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると 判断しました。

#### 4【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

# 健全化判断比率等に基づく令和元年度末貸付残高の分類

令和元年度の機構貸付残高23兆3,996億円のうち、23兆3,778億円、99.91%は、地方公共団体向けの貸付債権と なっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化 に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体 及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の 分類を行い、債権管理を実施しております。

#### 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の状況

(単位:百万円)

財政健全化法による	団体数	平成30年度末	割合	     団体数	団体粉!	令和元年度末	割合	増減		
分類	四件奴	貸付残高	히디	四件奴	貸付残高	刮口	団体数	貸付残高	割合	
財政再生団体	1	6,325	0.03%	1	6,421	0.03%	0	96	0.00%	
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%	
健全団体	2,154	23,467,618	99.97%	2,159	23,371,404	99.97%	5	-96,213	-0.00%	
合計	2,155	23,473,943	100.00%	2,160	23,377,825	100.00%	5	-96,117		

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債及び公営企業債の貸付残高の合
  - 2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(16) 21,789百万円を加えると、令和元年度末残高は23,399,615百万円となる。
  - 3. 「令和元年度末貸付残高」は、総務省が令和元年度に発表した「平成30年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
  - 4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
  - 5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
  - 6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
  - 7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

#### 2. 地方公営企業への貸付残高 (1の内数) の状況

財政健全化法による	事業	平成30年度末	割合	事業 令和元年度末	割合		増減	増減	
分類	主体数	貸付残高	刮口	主体数	貸付残高	)   합니	事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全企業	4,865	13,048,451	100.00%	4,855	12,837,159	100.00%	-10	-211,292	0.00%
合計	4,865	13,048,451	100.00%	4,855	12,837,159	100.00%	-10	-211,292	

- (注) 1. 「令和元年度末貸付残高」は、総務省が令和元年度に発表した「平成30年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
  - 2. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
  - 3. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
  - 4. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
  - 5. 「健全企業」とは、前記4以外の事業主体である。

# 地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和元年度末残高)

(単位:百万円)

#### 自己査定による 自己査定による 金融再生法に基づく 銀行法に基づく 債務者区分 債権分類 開示債権 リスク管理債権 破綻先 破綻先債権 0 破産更生債権及び これらに準ずる債権 構には該当なし 実質破綻先 延滞債権 0 破綻懸念先 危険債権 0 0 要注意先 3ヶ月以上延滞債権 0 要管理債権 0 貸出条件緩和債権 (要管理先に相当\*2) 地方道路公社の内訳 地方道路公社(16公社) 21,800 (0.09%) 要注意先(3公社) (要管理先以外に相当※2) 3,729 (0.02%)機構貸付債権 正常先(13公社) 全債権 全債権 地方公共団体 18.071 (非区分\*3) 非分類※3 正常債権 (0.08%)総計 23,385,575 23,407,376 23,407,376 (99.91%) 23,407,376

- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を 適正に管理している。
  - 2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、平成30年度決算の数値を用いて区分している。
  - 3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。
  - 4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

#### 【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。) に準じて独自に定めたものですが、地方 道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施する。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ (要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの (非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

## 市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、 $\Delta$  EVE  $^{\pm 1}$ のTier1資本相当額 $^{\pm 2}$ に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

- (注1)金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額 の最大値を指します。
- (注2)金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととした  $\Delta$  EVEの Tier 1 資本相当額に対する比率は、令和2年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	ΔEVEのTier1 資本相当額に	ΔEVE (100ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に 相当する額
	対する比率 (a)=-(b)/(e)	合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	相当 9 る額   (e)
一般勘定	13.9% (△0.8%)	△ 343,710 (+14,391)	△ 1,326,629 (△39,348)	982,919 (+53,739)	2,466,089 (+28,706)

(注)( )内は前年同期比

 $\Delta$  EVEのTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和2年3月31日現在の国債レートを用いております。

c. △EVEの算出について

ΔEVEの算出にあたっては、令和2年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利 (国債レート) について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

## 流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行ってお り、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさない よう、換金性の高い資産 (=流動性補完資産) を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び 資金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌 月の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。 また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタ リングをしております。

(単位:百万円、%(四捨五入により計上))

項目		平成31:	年3月末	令和2年3月末		
<1:	>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額*1		75,000		75,000	
<2	>資金流出額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0	
3	負債性有価証券の額	262,022	262,022	257,003	257,003	
4	資金流出合計額		262,022		257,003	
<3	>資金流入額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額	
5	資金運用等に係る資金流入額*2	187,000		255,000	192,752	
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0		0	0	
7	その他資金流入額*3	20,000		0	0	
8	資金流入合計額※4	207,000	196,517	255,000	192,752	
<4	>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		75,000		75,000	
10	純資金流出額		65,505		64,251	
11	流動性補完資産比率		115		117	

<参考>		
準流動資産の合計額*5	658,481	260,437
準流動性補完資産比率*6	1,120	522

<sup>※1</sup> 機構は中央銀行(日本銀行)には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金 は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

<sup>※2</sup> 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件 を満たしたものです。

<sup>※3</sup> その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。

<sup>※4</sup> 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。

<sup>※5</sup> 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。

<sup>※6</sup> 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

# 6章 参考資料・機構データ

参考資料	110
代表者会議・経営審議委員会開催実績(令和元年度)	110
令和元年度地方債計画資金区分(第2次改正後)	111
令和元年度事業別貸付計画	114
令和元年度貸付金回収状況	115
令和元年度末事業別貸付残高	116
令和元年度末都道府県別貸付残高	118
令和2年度同意(許可)債貸付条件一覧	122
令和2年度地方債計画	124
令和元年度債券発行実績	129
機構データ	133
沿革	133
組織図	134
役員・所在地	135

# 代表者会議・経営審議委員会開催実績(令和元年度)

### ◆ 代表者会議の開催実績

回数	年 月 日	概  要
第54回	令和元年5月14日	・役員の兼職の承認について
第55回	令和元年6月17日	・平成30年度決算 ・会計監査人の選任
第56回	令和元年7月2日	・役員の任命の同意について
第57回	令和2年3月11日 	・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

### ◆ 経営審議委員会の開催実績

回数	年 月 日	概  要
第31回	令和元年6月12日	・平成30年度決算
第32回	令和2年2月28日	・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算

# 令和元年度地方債計画資金区分(第2次改正後)

◆ 通常収支分 (単位:億円)

		公的資金			民間等資金		
項 目	合 計	計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	21,949	6,353	5,965	388	15,596	8,202	7,394
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	3,042	0	3,042	2,111	931
3 公営住宅建設事業	1,190	430	301	129	760	650	110
4 災害復旧事業	3,976	3,976	3,976	0	0	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	7,447	3,401	2,989	412	4,046	1,190	2,856
(1)学校教育施設等	3,652	1,928	1,759	169	1,724	416	1,308
(2)社会福祉施設	457	112	0	112	345	217	128
(3)一般廃棄物処理	1,540	1,152	1,021	131	388	125	263
(4)一般補助施設等	1,258	209	209	0	1,049	139	910
(5)施設(一般財源化分)	540	0	0	0	540	293	247
6 一般単独事業	25,442	5,214	126	5,088	20,228	10,040	10,188
(1)一般	2,129	80	0	80	2,049	1,636	413
(2)地域活性化	701	87	0	87	614	453	161
(3)防災対策	871	264	126	138	607	327	280
(4)地方道路等	3,221	290	0	290	2,931	2,683	248
(5)旧合併特例	6,200	879	0	879	5,321	597	4,724
(6)緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,701	1,621
(7)公共施設等適正管理	4,320	929	0	929	3,391	1,568	1,823
(8)緊急自然災害防止対策事業	3,000	1,007	0	1,007	1,993	1,075	918
7 辺地及び過疎対策事業	5,225	4,859	4,558	301	366	0	366
(1) 辺地対策	511	511	511	0	0	0	0
(2)過疎対策	4,714	4,348	4,047	301	366	0	366
8 公共用地先行取得等事業	345		0	0	345	55	290
9 行政改革推進	700	0	0	0	700	420	280
10 調整	100	0	0	0	100	0	100
計	72,458	27,275	20,957	6,318	45,183	22,668	22,515
二 公営企業債	,	, -				,	,
1 水道事業	6,523	5,757	3,259	2,498	766	333	433
2 工業用水道事業	328	98	0	98	230	30	200
3 交通事業	1,441	397	132	265	1,044	524	520
4 電気事業・ガス事業	262	86	0	86	176	40	136
5 港湾整備事業	569	195	166	29	374	114	260
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	2,096	760	1,336	1,909	1,012	897
7 市場事業・と畜場事業	448	57	0	57	391	166	225
8 地域開発事業	912	0	0	0	912	524	388
9 下水道事業	12,847	7,364	3,400	3,964	5,483	2,065	3,418
10 観光その他事業	154	6	0	6	148	15	133
計	27,489	16,056	7,717	8,339	11,433	4,823	6,610
 合 計	99,947	43,331	28,674	14,657	56,616	27,491	29,125
三 臨時財政対策債	32,568	11,790	7,491	4,299	20,778	11,909	8,869
四退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
総計	133,315	55,121	36,165	18,956	78,194	39,400	38,794

### ◆ 東日本大震災分

復旧·復興事業

(単位:億円)

		公的資金			
項  目	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構		
一般会計債					
公営住宅建設事業	9	7	2		
災害復旧事業	10	10	0		
一般単独事業	3	0	3		
計	22	17	5		
公営企業債					
下水道事業	6	3	3		
計	6	3	3		
総計	28	20	8		

## ◆ 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位:億円)

		公的資金		民間等資金			
項 目	合 計	計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	21,949	6,353	5,965	388	15,596	8,202	7,394
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	3,042	0	3,042	2,111	931
3 公営住宅建設事業	1,199	439	308	131	760	650	110
4 災害復旧事業	3,986	3,986	3,986	0	0	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	7,447	3,401	2,989	412	4,046	1,190	2,856
(1)学校教育施設等	3,652	1,928	1,759	169	1,724	416	1,308
(2)社会福祉施設	457	112	0	112	345	217	128
(3)一般廃棄物処理	1,540	1,152	1,021	131	388	125	263
(4)一般補助施設等	1,258	209	209	0	1,049	139	910
(5)施設(一般財源化分)	540	0	0	0	540	293	247
	25,445	5,217	126	5,091	20,228	10,040	10,188
(1)一般	2,132	83	0	83	2,049	1,636	413
(2)地域活性化	701	87	0	87	614	453	161
(3)防災対策	871	264	126	138	607	327	280
(4)地方道路等	3,221	290	0	290	2,931	2,683	248
(5)旧合併特例	6,200	879	0	879	5,321	597	4,724
(6)緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,701	1,621
(7)公共施設等適正管理	4,320	929	0	929	3,391	1,568	1,823
(8)緊急自然災害防止対策事業	3,000	1,007	0	1,007	1,993	1,075	918
7 辺地及び過疎対策事業	5,225	4,859	4,558	301	366	0	366
(1)辺地対策	511	511	511	0	0	0	0
(2)過疎対策	4,714	4,348	4,047	301	366	0	366
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	55	290
9 行政改革推進	700	0	0	0	700	420	280
10 調整	100	0	0	0	100	420 0	100
計	72,480	27,297	20,974	6,323	45,183	22,668	22,515
二公営企業債	72,460	27,297	20,974	0,323	43,163	22,000	22,313
1 水道事業	6,523	5,757	3,259	2,498	766	333	433
2 工業用水道事業	328	98	0	98	230	30	200
3 交通事業	1,441	397	132	265	1,044	524	520
4 電気事業・ガス事業	262	86	0	86	176	40	136
5 港湾整備事業	569	195	166	29	374	114	260
6病院事業・介護サービス事業	4,005	2,096	760	1,336	1,909	1,012	897
7 市場事業・と畜場事業	448	57	0	57	391	166	225
8 地域開発事業	912	0	0	0	912	524	388
9 下水道事業 	12,853 154	7,370 6	3,403	3,967	5,483 148	2,065 15	3,418 133
10 観光その他争業 計			7 720	0 242			
	27,495	16,062	7,720	8,342	11,433	4,823	6,610
	99,975	43,359	28,694	14,665	56,616	27,491	29,125
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	32,568	11,790	7,491	4,299	20,778	11,909	8,869
四退職手当債	800	0	0	10.044	800	0	800
総計	133,343	55,149	36,185	18,964	78,194	39,400	38,794

# 令和元年度事業別貸付計画

(単位:億円.%)

	区 分	令和元年度 計画額(A)	平成30年度 計画額(B)	差引	増減率		】地方債計画記 当初計画ベーク		
-71	****	計凹額(A <i>)</i> 	計凹額(b <i>)</i>   	(A)-(B)(C)	(C)/(B)×100	令和元年度	平成30年度	差引	
	公共事業等	485	677	△ 192	△ 28.4	294	349	△ 55	
	公営住宅事業	155	195	△40	△20.5	126	129	△ 3	
	学校教育施設等整備事業	200	151	49	32.5	58	68	△ 10	
	社会福祉施設整備事業	132	172	△ 40	△ 23.3	94	113	△ 19	
	一般廃棄物処理事業	144	188	△ 44	△ 23.4	56	67	△ 11	
	一般事業	84	93	△ 9	△ 9.7	82	80	2	
般会	地域活性化事業	104	121	△ 17	△ 14.0	86	84	2	
計	防災対策事業	153	166	△ 13	△ 7.8	138	136	2	
債	地方道路等整備事業	257	304	△ 47	△ 15.5	290	285	5	
	合併特例事業	822	935	△ 113	△ 12.1	879	863	16	
	緊急防災・減災事業	1,099	1,060	39	3.7	1,678	1,678	0	
	公共施設等適正管理推進事業	532	437	95	21.7	929	929	0	
	緊急自然災害防止対策事業	252	0	252	皆増	1,007	0	1,007	
	過疎対策事業	207	101	106	105.0	300	200	100	
	計	4,626	4,600	26	0.6	6,017	4,981	1,036	
	臨時財政対策債	4,538	5,317	△ 779	△ 14.7	4,299	5,462	△ 1,163	
	(一般会計債等分計)	9,164	9,917	△ 753	△ 7.6	10,316	10,443	△ 127	
	水道事業(上水道)	1,825	1,569	256	16.3	2,151	1,831	320	
	水道事業(簡易水道)	106	152	△ 46	△ 30.3	126	178	△ 52	
	交通事業(一般交通)	17	14	3	21.4	18	13	5	
	交通事業(都市高速鉄道)	221	216	5	2.3	243	211	32	
	病院事業	1,144	1,075	69	6.4	1,319	1,147	172	
公	下水道事業	3,847	3,367	480	14.3	3,944	3,701	243	
営	工業用水道事業	87	65	22	33.8	92	92	0	
企業	電気事業	41	42	△1	△ 2.4	54	51	4	
債	ガス事業	24	29	△ 5	△ 17.2	32	35	△ 4	
	介護サービス事業	14	14	0	0.0	17	15	2	
	市場事業	75	102	△ 27	△ 26.5	45	45	△ 0	
	と畜場事業	3	3	0	0.0	1	1	0	
	駐車場事業	2	5	△ 3	△ 60.0	2	4	△1	
	小計	7,406	6,653	753	11.3	8,044	7,324	721	

(単位:億円、%)

	(							
区分事業等名		│ │ 令和元年度 │ 計画額(A)	平成30年度	差引	増減率		】地方債計画語 当初計画ベース	
		計画領(A <i>)</i> 	計画額(B)	(A)-(B)(C)	(C)/(B)×100	令和元年度	平成30年度	差引
<i>/</i> \	港湾整備事業	28	26	2	7.7	29	29	0
公営企業債	観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業	2	4	△ 2	△ 50.0	4	3	0
浿	小計	30	30	0	0.0	33	32	0
	計	7,436	6,683	753	11.3	8,077	7,356	721
	計	16,600	16,600	0	0.0	18,393	17,799	<b>594</b> (前年度比+3.3%)

- (注1)事業等名は、令和元年度地方債計画に基づき区分した。
- (注2)貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- (注3)地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計20億円を計上した。
- (注4)過疎対策事業は、簡易水道施設、下水道処理施設及び診療施設とする。
- (注5)上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
  - ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
  - ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償 還の財源として発行する被災施設借換債

# 令和元年度貸付金回収状況

(単位:件、百万円)

区 分 -		元	金	利息		
	<u> </u>		金額	件数	金額	
	一般貸付	454,546	1,751,983	511,757	282,651	
長期貸付 定期償還	公社貸付	289	6,928	289	439	
	計	454,835	1,758,911	512,046	283,090	
	一般貸付	256	8,816	34	2	
長期繰上償還	公社貸付	5	432	-	_	
	計	261	9,248	34	2	
同意(許可)	同意(許可)前貸付償還		-	-	-	
短期貸付償還		-	-	_	-	
計		455,096	1,768,159	512,080	283,092	

(注)四捨五入により計が一致しないことがあります。

# 令和元年度末事業別貸付残高

区分	事業等名	件数(件)	金 額(百万円)	構 成 比(%)
	公共事業等	4,391	501,407	2.1%
	公営住宅	3,772	252,216	1.1%
	全国防災	1,277	135,717	0.6%
	学校教育施設等整備	1,387	76,649	0.3%
	社会福祉施設整備	1,542	111,096	0.5%
	一般廃棄物処理	429	46,290	0.2%
	一般	872	82,383	0.3%
	地域活性化	1,625	77,740	0.3%
	防災対策	2,543	170,522	0.7%
60. A =1 /±	地方道路等整備	5,790	505,526	2.2%
一般会計債	合併特例	5,674	1,084,462	4.6%
	緊急防災・減災	10,663	792,826	3.4%
	公共施設最適化	88	21,504	0.1%
	公共施設等適正管理推進	880	118,464	0.5%
	緊急自然災害防止対策	7	182	0.0%
	過疎対策	914	29,152	0.1%
	臨時地方道整備	12,935	694,915	3.0%
	臨時河川等整備	1,251	28,137	0.1%
	臨時高等学校整備	116	13,177	0.1%
	一般補助施設等整備	14	3,768	0.0%
	(小計)	56,170	4,746,132	20.3%
臨	時財政対策債	8,080	5,823,266	24.9%
	上水道	47,017	2,968,321	12.7%
	簡易水道	7,897	242,412	1.0%
	一般交通	160	12,520	0.1%
	高速鉄道	684	790,802	3.4%
公営企業債	病院	4,138	1,090,488	4.7%
	下水道	123,660	7,280,495	31.1%
	工業用水道	2,208	171,767	0.7%
	電気	476	48,389	0.2%
	ガス	332	30,764	0.1%

区分	事業等名	件 数(件)	金 額(百万円)	構 成 比(%)
	港湾整備	851	41,046	0.2%
	介護サービス	423	19,970	0.1%
	市場	607	87,752	0.4%
公営企業債	と畜場	107	8,232	0.0%
	観光施設	71	2,510	0.0%
	駐車場	118	12,797	0.1%
	産業廃棄物処理	8	163	0.0%
	(小計)	188,757	12,808,428	54.7%
	計	253,007	23,377,826	99.9%
地方道路公社	有料道路(公社)	113	21,790	0.1%
	合 計	253,120	23,399,615	100.0%

(注1)有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。 (注2)四捨五入により計が一致しないことがあります。

# 令和元年度末都道府県別貸付残高

I⊟ 1-4	都道	府県	ī	Ti di	町村	
県域	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	296	471,664	5,386	674,312	8,387	201,448
青森県	193	36,882	2,085	262,270	1,434	44,927
岩手県	255	55,054	2,743	254,279	826	30,653
宮城県	337	121,569	4,647	409,104	2,650	52,356
秋田県	210	29,471	4,689	262,985	1,068	10,294
山形県	229	79,802	2,805	168,033	1,927	34,432
福島県	426	87,854	3,650	247,220	3,055	53,349
茨城県	486	141,258	6,933	466,503	1,436	41,161
栃木県	272	80,184	3,235	222,116	845	27,912
群馬県	238	33,986	3,479	200,404	1,802	33,994
埼玉県	249	261,879	6,647	690,639	1,836	57,158
千葉県	389	124,254	5,249	711,393	926	26,444
東京都	105	112,092	2,218	314,307	176	5,081
神奈川県	212	220,750	3,289	840,314	1,238	47,018
新潟県	266	57,239	8,130	440,554	966	17,700
富山県	252	28,625	3,695	291,614	552	22,695
石川県	148	31,187	2,844	184,942	1,275	43,024
福井県	218	33,090	2,246	158,954	808	11,069
山梨県	150	33,296	2,873	109,568	1,005	16,589
長野県	261	38,474	4,240	259,694	3,209	57,584
岐阜県	221	159,606	4,379	212,949	1,342	39,866
静岡県	309	49,007	5,154	362,074	813	26,760
愛知県	230	232,097	5,370	648,626	893	24,326
三重県	410	154,540	4,075	312,026	1,092	28,590

(単位:件、百万円)

企業	団等	道路	公 社	合	計	(+12.11/ 11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/
件数	金額	件数	金額	件数	金 額	構成比
294	26,101			14,363	1,373,524	5.9%
110	15,209			3,822	359,287	1.5%
215	19,023			4,039	359,008	1.5%
126	6,551			7,760	589,581	2.5%
11	1,429			5,978	304,179	1.3%
172	8,827			5,133	291,095	1.2%
186	19,106			7,317	407,530	1.7%
263	26,016	1	27	9,119	674,966	2.9%
16	2,909	3	20	4,371	333,141	1.4%
221	27,832			5,740	296,216	1.3%
324	18,666	3	14	9,059	1,028,356	4.4%
594	48,112	3	772	7,161	910,975	3.9%
33	16,136			2,532	447,617	1.9%
60	43,722			4,799	1,151,804	4.9%
236	16,417			9,598	531,910	2.3%
146	13,534			4,645	356,468	1.5%
32	3,064			4,299	262,217	1.1%
69	2,969			3,341	206,083	0.9%
156	5,105			4,184	164,558	0.7%
184	13,163	3	48	7,897	368,963	1.6%
11	1,023			5,953	413,444	1.8%
81	9,875	7	224	6,364	447,940	1.9%
77	2,344	32	12,372	6,602	919,765	3.9%
32	4,882			5,609	500,038	2.1%

ID 1-2	都道	府県	ਜ	<u> </u>	町村	
県域	件数	金額	件数	金額	件数	金 額
滋賀県	197	79,511	4,173	231,708	603	13,862
京都府	195	30,957	3,699	479,731	1,139	30,301
大阪府	92	167,015	5,844	1,273,544	932	36,966
兵庫県	321	429,176	8,267	972,745	2,179	87,822
奈良県	274	115,111	2,475	195,261	2,063	66,906
和歌山県	110	48,687	1,771	221,053	1,552	57,345
鳥取県	357	96,745	1,303	108,391	1,867	44,862
島根県	289	96,698	2,705	200,485	305	8,137
岡山県	243	86,921	4,632	335,384	1,277	27,429
広島県	471	189,756	4,303	441,709	928	29,128
山口県	418	56,171	4,255	266,134	617	11,704
徳島県	199	42,914	1,484	124,592	843	28,739
香川県	164	26,702	1,765	108,820	711	20,474
愛媛県	87	28,822	2,298	200,951	664	25,494
高知県	161	96,208	1,716	136,356	826	26,184
福岡県	95	146,480	5,265	861,184	2,210	98,708
佐賀県	65	37,044	1,663	160,148	670	29,289
長崎県	136	54,192	2,786	267,774	717	18,592
熊本県	152	76,529	2,733	199,701	1,681	49,644
大分県	84	25,478	2,274	137,885	195	7,082
宮崎県	146	69,831	2,033	147,748	729	19,199
鹿児島県	178	137,293	2,328	166,289	871	28,394
沖縄県	229	101,763	1,613	162,165	918	25,830
슴計	11,025	4,913,863	171,446	16,104,641	64,058	1,746,521

<sup>(</sup>注1)四捨五入により計が一致しないことがあります。

<sup>(</sup>注2)東京都の「市」欄には特別区に対する貸付(287件、62,372百万円)を含んでいます。

(単位:件、百万円)

企業	団等	道路	公 社	合	計	構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	<b>伸</b> 双 <i>L</i>
150	7,859			5,123	332,941	1.4%
31	6,415	6	192	5,070	547,596	2.3%
459	71,965			7,327	1,549,490	6.6%
415	48,016	13	497	11,195	1,538,256	6.6%
55	5,699			4,867	382,978	1.6%
96	8,073			3,529	335,157	1.4%
33	2,218			3,560	252,216	1.1%
77	4,043			3,376	309,363	1.3%
106	13,879			6,258	463,613	2.0%
16	2,070	14	3,515	5,732	666,177	2.8%
108	6,051			5,398	340,059	1.5%
3	104			2,529	196,349	0.8%
619	25,386			3,259	181,382	0.8%
19	951			3,068	256,219	1.1%
10	8,210			2,713	266,958	1.1%
388	25,293	21	3,954	7,979	1,135,620	4.9%
101	10,221			2,499	236,701	1.0%
15	2,963	5	146	3,659	343,668	1.5%
45	6,408	2	8	4,613	332,289	1.4%
				2,553	170,445	0.7%
14	791			2,922	237,569	1.0%
18	1,943			3,395	333,919	1.4%
51	2,228			2,811	291,985	1.2%
6,478	612,801	113	21,790	253,120	23,399,615	100.0%

# 令和2年度同意(許可)債貸付条件一覧

								貸付条	件			
	すの			貸	付対象事業	固定金	利方式	利率見正	 直し方式		tok see -	
種	類			×	INSTA	僧還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間年以内	利率の 種類	償還の	
					道路	20	5	20	5			
			公共事	事業等	学校教育施設等整備 (太陽光発電整備)	15	3	15	3			
					社会福祉施設整備	25	3	25	3			
			公営住宅			25	5	25	5			
					学校教育	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25	3		
			教育·福祉 施設等	施設等 整備事業	幼稚園その他の学校施設等	25	3	25	3			
			整備事業	社会福祉が	<b>也</b> 設整備	25	3	25	3			
				一般廃棄物	勿処理事業	20	3	20	3			
					地域総合整備資金貸付事業	15	5	15	5			
		_			被災施設復旧関連事業	30	5	30	5			
		般会		— 般	河川等分	20		20	E			
		計				ZEV	臨時高等学校改築等分	20	5	20 5		
		債	_		出資金・貸付金、負担金	30	5	30	5			
			般	地域活性(	化	30	Е	30	5		賦	
			単	防災対策		30	5	30	)		1 利	
			独	地方道路	等整備	20	5	20	5	1414	等	
— фл	長			合併特例	合併特例					機	償   還	
般貸	期貸			緊急防災	・減災	30	5	30	5	機構特別利率	又は	
付	付			公共施設	共施設等適正管理推進		)	30	3	利率	半     年	
				緊急自然	自然災害防止対策事業						賦	
			,	簡易水道	施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	40	5		金り	
			過疎 対策事業	出資及び	上記以外の施設	30	5	30	5		等僧	
			NO NIC 3 INIC	過疎地域	自立促進特別事業	12	3	12	3		還	
		<b>施</b> 時	財政対策債	都道府県	・指定都市に対する貸付け		_	30	3			
		四四 14寸 3	机成刈水顶	上記以外の	D地方公共団体に対する貸付け			20	3			
			水道	上水道		30	5	40	5			
			小追	簡易水道		30	,	40	,			
				_	バス	5	1	-				
				般	電車	13	3	13	3			
		公営	交通	交 通	車庫・営業所	20	5	30	5			
		企		地	連絡船	15	3	15	3			
		業債		高速鉄道		30	5	40	5			
			病院・診療		療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	30	5			
			יופו גאנ	その他		10	2	10	2			
			下水道			30	5	40	5			
			工業用水流	道			5	40	5			

							貸作	 寸条件			
	貸付の 種類			貸付対象事業	固定金	固定金利方式		亙し方式	利率の	償還の	
					償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	種類	方法	
				水力発電	30	5	30	5			
			電	廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3	IAN 144		
			気	風力発電	17	3	17	3	機構 特別利率		
				太陽光発電	] '/	5	17	5		半	
			ガス		25	5	25	5		年 賦	
			港	1	埋立	30	5	40	5		九利
			湾整	上屋・倉庫・貯木場	30	3	31	3	基準利率	り 等 し	
般	長期	公営	備	荷役機械・引船	17	3	17	3		賞 還	
貸	· 一貸	公営企業債	介護!	ナービス	30	5	30	5	100 144	以は	
付	付	債	市場		30	5	40	5	機構 特別利率	半 年	
			と畜場	易	30	5	30	5	1900010-	賦   元	
			観 光	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還	
	施   設	上記以外の施設	10	3	10	3	<b>举</b> 华刊学	賞還			
			駐車場		20	3	20	3	機構 特別利率		
			産業原	<b>廃棄物処理</b>	10	3	10	3	基準利率		

備考1公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策及び平成30年7月豪雨対策及び令和元年台風第19号対策に係るもの(東日本大震災、熊本地 震及び平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考2 過疎対策事業の簡易水道施設及び下水道処理施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考3 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考4「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考5資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考6一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考7 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後 5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業〔合併特例事業を除く。〕)の償還期限及び据 置期間とする。

本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据 置期間とする。

# 令和2年度地方債計画

## 1. 令和2年度地方債計画 (通常収支分)

(単位:億円、%)

	令和 2 年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1)学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2)社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3)一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4)一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5)施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1)一般	2,605	2,113	492	23.3
(2)地域活性化	690	690	0	0.0
(3)防災対策	871	871	0	0.0
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8)緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9)緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1)辺地対策	510	510	0	0.0
(2)過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位:億円、%)

項	目	令和 2 年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	增減率 (C)/(B)x100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五国の予算等貸付金		(247)	(281)	( △ 34)	( △ 12.1)
•	総計	(247)	(281)	( △ 34)	( △ 12.1)
ή	松青□	117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
—————————————————————————————————————	普通会計分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
りまし	公営企業会計等分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資金区分					
公的資金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財政融資資金	•	29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融	烛機構資金	18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
(国の予算等貸付	金)	(247)	(281)	( △ 34)	( △ 12.1)
民間等資金	•	69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市場公募	•	38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀行等引受	•	31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

#### (備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 2. 令和2年度地方債計画(東日本大震災分)

#### 復旧・復興事業

(単位:億円、%)

	項 目	令和 2 年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)x100
 一般会計債					
公営住宅建設	事業	14	9	5	55.6
災害復旧事業		7	10	△ 3	△ 30.0
一般単独事業		1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
水道事業		1	_	1	皆増
下水道事業		1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金	·····································	(2)	(5)	( △ 3)	( △ 60.0)
	総計	(2)	(5)	( △ 3)	( △ 60.0)
	秒公 亩 Ⅰ	24	28	△ 4	△ 14.3
内訳	普通会計分	15	12	3	25.0
	公営企業会計等分	9	16	△ 7	△ 43.8
	公的資金				
資金区分	財政融資資金	20	20	0	0.0
貝並凸刀	地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
	(国の予算等貸付金)	(2)	(5)	( △ 3)	( △ 60.0)

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補 助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発 行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大 震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

#### (備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 3. 令和2年度地方債計画 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

項目	令和 2 年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,124	1,149	△ 25	△ 2.2
4 災害復旧事業	1,155	965	190	19.7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1)学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2)社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3)一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4)一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5)施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,808	25,418	1,390	5.5
(1)一般	2,606	2,116	490	23.2
(2)地域活性化	690	690	0	0.0
(3)防災対策	871	871	0	0.0
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8)緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9)緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2)過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,742	60,000	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,946	△ 375	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,384	12,779	△ 395	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,420	26,716	△ 1,296	△ 4.9
合計	85,162	86,716	△ 1,554	△ 1.8

(単位:億円、%)

		令和2年度			増減率
Į	頁 目	計画額(A)	計画額(B)	(A)-(B) (C)	(C)/(B)×100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(249)	(286)	( △ 37)	( △ 12.9)
	40-1		(286)	( △ 37)	( △ 12.9)
	総計	117,360	120,084	△ 2,725	△ 2.3
内訳	普通会計分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
八世氏人	公営企業会計等分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資金区分					
公的資金		47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財政融資資金	•	29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融		18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
(国の予算等貸付金)		(249)	(286)	( △ 37)	( △ 12.9)
民間等資金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市場公募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀行等引受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大 震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

#### (備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 令和元年度債券発行実績

## 1. 地方金融機構債(公募国内債)

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 119 回	10 年	250	0.125	100	H31.4.18	R11.4.27
第 120 回	10 年	300	0.115	100	R1.5.23	R11.5.28
第 121 回	10 年	250	0.049	100	R1.6.14	R11.6.28
第 122 回	10 年	300	0.065	100	R1.7.19	R11.7.27
第 123 回	10 年	300	0.060	100	R1.8.20	R11.8.28
第 124 回	10年	300	0.050	100	R1.9.20	R11.9.28
第 125 回	10 年	300	0.050	100	R1.10.18	R11.10.26
第 126 回	10 年	350	0.115	100	R1.11.22	R11.11.28
第 127 回	10 年	300	0.151	100	R1.12.20	R11.12.28
第 128 回	10 年	300	0.155	100	R2.1.24	R12.1.28
第 129 回	10 年	300	0.095	100	R2.2.25	R12.2.28
第 130 回	10 年	300	0.050	100	R2.3.23	R12.3.28
第 74 回	20 年	150	0.434	100	H31.4.18	R21.4.28
第 75 回	20 年	150	0.323	100	R1.6.14	R21.6.28
第 76 回	20 年	200	0.268	100	R1.7.19	R21.7.28
第 77 回	20 年	200	0.200	100	R1.9.20	R21.9.28
第 78 回	20 年	200	0.251	100	R1.10.18	R21.10.28
第 79 回	20 年	200	0.345	100	R1.12.20	R21.12.28
第 80 回	20 年	200	0.354	100	R2.1.24	R22.1.27
第 81 回	20 年	200	0.232	100	R2.3.23	R22.3.28
第 25 回	5 年	100	0.010	100	H31.4.18	R6.4.26
第 26 回	5 年	100	0.001	100	R1.11.22	R6.11.28
第 8 回	30 年	150	0.646	100	H31.4.18	R31.4.28
第 9 回	30 年	150	0.446	100	R1.10.18	R31.10.28
第 2 回	40 年	150	0.646	100	R2.1.28	R42.1.28
F457 回	9年	200	0.105	100	H31.4.24	R10.4.28
F458 回	17 年	30	0.360	100	H31.4.24	R18.4.28
F459 回	21 年	30	0.460	100	H31.4.24	R22.4.27
F460 回	5 年	70	0.012	100	H31.4.25	R6.6.25
F461 回	9年	30	0.120	100	H31.4.25	R10.9.15
F462 回	11 年	30	0.157	100	H31.4.25	R11.11.22
F463 回	21 年	30	0.465	100	H31.4.25	R22.2.24
F464 回	11 年	30	0.155	100	R1.5.28	R12.6.20
F465 回	21 年	30	0.436	100	R1.5.28	R21.12.28
F466 回	21 年	50	0.322	100	R1.6.25	R22.3.28
F467 回	5 年	200	0.010	100	R1.6.26	R6.5.31
F468 回	5 年	30	0.006	100	R1.7.25	R6.9.25
F469 回	5 年	130	0.006	100	R1.7.25	R6.9.27
F470 回	7年	90	0.015	100	R1.7.25	R8.7.1
F471 回	7年	40	0.015	100	R1.7.25	R8.7.28
F472 回	9年	30	0.043	100	R1.7.25	R10.2.28
F473 回	9年	200	0.060	100	R1.7.25	R10.7.28
F474 回	7年	30	0.015	100	R1.7.26	R8.7.22
F475 回	15 年	30	0.160	100	R1.7.26	R16.7.26

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率(%)	発行価額 (円)	   発行日	償還日
F476 回	16 年	30	0.198	100	R1.7.26	R17.10.26
F477 回	17 年	30	0.218	100	R1.7.26	R18.7.28
F478 回	18 年	30	0.230	100	R1.7.26	R19.7.28
F479 回	22 年	30	0.317	100	R1.7.26	R23.7.26
F480 🗉	6年	30	0.009	100	R1.7.30	R7.5.28
F481 回	6年	30	0.010	100	R1.7.30	R7.7.28
F482 回	19 年	30	0.281	100	R1.8.23	R21.2.28
F483 回	21 年	30	0.295	100	R1.7.30	R22.3.28
F484 回	25 年	30	0.373	100	R1.7.30	R26.7.28
F485 回	5 年	200	0.007	100	R1.8.21	R6.12.2
F486 回	16年	30	0.099	100	R1.8.23	R17.8.23
F487 回	5 年	70	0.003	100	R1.9.27	R7.1.27
F488 🗉	5 年	200	0.003	100	R1.9.27	R7.2.25
F489 回	7年	200	0.041	100	R1.10.24	R8.10.28
F490 回	5 年	200	0.003	100	R1.10.25	R7.3.25
F491 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.24	R12.5.27
F492 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.24	R12.5.28
F493 回	17 年	30	0.217	100	R1.10.24	R18.10.28
F494 回	34 年	30	0.532	100	R1.10.24	R35.10.28
F495 回	5 年	90	0.003	100	R1.10.25	R7.2.28
F496 回	7年	40	0.021	100	R1.10.25	R8.10.28
F497 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.25	R12.5.29
F498 回	12 年	30	0.083	100	R1.10.25	R13.10.28
F499 回	18 年	30	0.238	100	R1.10.25	R19.10.28
F500 回	34 年	30	0.531	100	R1.10.25	R35.10.24
F501 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.5.30
F502 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.5.31
F503 回	11 年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.6.20
F504 回	34 年	30	0.544	100	R1.10.31	R35.10.31
F505 回	12 年	30	0.106	100	R1.11.27	R13.6.27
F506 回	12 年	30	0.178	100	R1.12.25	R13.7.28
F507 回	7年	200	0.027	100	R2.1.30	R9.1.28
F508 回	5 年	140	0.003	100	R2.2.28	R7.4.28
F509 回	5 年	200	0.006	100	R2.2.28	R7.7.28
F510 回	7年	60	0.021	100	R2.2.28	R9.2.26
F511 回	12 年	30	0.139	100	R2.2.28	R14.2.27
F512 回	18年	40	0.251	100	R2.2.28	R20.2.26
F513 回	19 年	30	0.286	100	R2.2.28	R21.8.26

償還方法:満期一括償還

## 2. 地方金融機構債券 (MTNプログラムによる債券)

	発行額			ままり参	₹ /= /= #5			
回号	年限	発行通貨	円換算後 (億円)※	表面利率 (%)	発行価額   (%)	発行日	償還日	
69回	5年	10億米ドル	1,058	1.750%	99.890	R1.9.5	R6.9.5	
70回	5年	0.6億米ドル	66	1.650%	99.99	R2.1.28	R7.1.28	
71回	5年	0.5億豪ドル	38	1.160%	99.99	R2.1.28	R7.1.28	
72回	7年	5億ユーロ	601	0.050%	99.867	R2.2.12	R9.2.12	

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法:満期一括償還

## 3. 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

### (1)地共連引受債

回号	年限	発行額	表面利率	発行価額		償還日
Н 3	112	(億円)	(%)	(円)	7513 [	AZI
A 号第 111 回	10 年	200	0.155	100	H31.4.18	R11.4.18
A 号第 112 回	10 年	100	0.145	100	R1.5.23	R11.5.23
A 号第 113 回	10 年	100	0.079	100	R1.6.20	R11.6.20
A 号第 114 回	10 年	200	0.095	100	R1.7.19	R11.7.19
A 号第 115 回	10 年	100	0.090	100	R1.8.20	R11.8.20
A 号第 116 回	10 年	100	0.080	100	R1.9.20	R11.9.20
A 号第 117 回	10 年	200	0.080	100	R1.10.18	R11.10.18
A 号第 118 回	10 年	100	0.145	100	R1.11.22	R11.11.22
A 号第 119 回	10 年	100	0.181	100	R1.12.19	R11.12.19
A 号第 120 回	10 年	200	0.185	100	R2.1.24	R12.1.24
A 号第 121 回	10 年	100	0.125	100	R2.2.25	R12.2.25
A 号第 122 回	10 年	100	0.080	100	R2.3.25	R12.3.25
D 号第 37 回	20 年	200	0.454	100	H31.4.18	R21.4.18
D 号第 38 回	20 年	100	0.451	100	R1.5.23	R21.5.23
D 号第 39 回	20 年	100	0.343	100	R1.6.20	R21.6.20
D 号第 40 回	20 年	100	0.288	100	R1.7.19	R21.7.19
D 号第 41 回	20 年	100	0.220	100	R1.8.20	R21.8.19
D 号第 42 回	20 年	100	0.220	100	R1.9.20	R21.9.20
D 号第 43 回	20 年	200	0.271	100	R1.10.18	R21.10.18
D 号第 44 回	20 年	100	0.389	100	R1.11.22	R21.11.22
D 号第 45 回	20 年	100	0.365	100	R1.12.19	R21.12.19
D 号第 46 回	20 年	100	0.374	100	R2.1.24	R22.1.24
D 号第 47 回	20 年	100	0.316	100	R2.2.25	R22.2.24
D 号第 48 回	20 年	100	0.252	100	R2.3.25	R22.3.23

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

### (2)地共済引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	   償還日 
B 号第 42 回	10 年	20	0.155	100	H31.4.18	R11.4.18
B 号第 43 回	10 年	40	0.145	100	R1.5.23	R11.5.23
B 号第 44 回	10 年	45	0.079	100	R1.6.20	R11.6.20
B 号第 45 回	10 年	90	0.095	100	R1.7.19	R11.7.19
B 号第 46 回	10 年	85	0.090	100	R1.8.20	R11.8.20
B 号第 47 回	10 年	60	0.080	100	R1.9.20	R11.9.20
B 号第 48 回	10 年	55	0.080	100	R1.10.18	R11.10.18
B 号第 49 回	10 年	75	0.145	100	R1.11.22	R11.11.22
B 号第 50 回	10 年	65	0.181	100	R1.12.19	R11.12.19
B 号第 51 回	10 年	125	0.185	100	R2.1.24	R12.1.24
B 号第 52 回	10 年	90	0.125	100	R2.2.25	R12.2.25
B 号第 53 回	10 年	70	0.080	100	R2.3.25	R12.3.25
C 号第 42 回	20 年	35	0.454	100	H31.4.18	R21.4.18
C 号第 43 回	20 年	45	0.451	100	R1.5.23	R21.5.23
C 号第 44 回	20 年	50	0.343	100	R1.6.20	R21.6.20
C 号第 45 回	20 年	110	0.288	100	R1.7.19	R21.7.19
C 号第 46 回	20 年	115	0.220	100	R1.8.20	R21.8.19
C 号第 47 回	20 年	70	0.220	100	R1.9.20	R21.9.20
C 号第 48 回	20 年	60	0.271	100	R1.10.18	R21.10.18
C 号第 49 回	20 年	80	0.389	100	R1.11.22	R21.11.22
C 号第 50 回	20 年	75	0.365	100	R1.12.19	R21.12.19
C 号第 51 回	20 年	150	0.374	100	R2.1.24	R22.1.24
C 号第 52 回	20 年	100	0.316	100	R2.2.25	R22.2.24
C 号第 53 回	20 年	80	0.252	100	R2.3.25	R22.3.23

<sup>※</sup>地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合 連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

## 4. 政府保証国内債

回号	<b>年限</b>	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 119 回	10 年	200	0.040	100	H31.4.15	R11.4.13
第 120 回	10 年	200	0.001	100	R1.7.16	R11.7.13
第 121 回	10 年	200	0.001	100	R1.10.15	R11.10.15
第 122 回	10 年	200	0.070	100	R1.12.16	R11.12.14
第 123 回	10 年	200	0.070	100	R2.1.21	R12.1.21

償還方法:満期一括償還

# 沿革

### 地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立(8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始(10月1日)
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日)
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入
平成29年度	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定

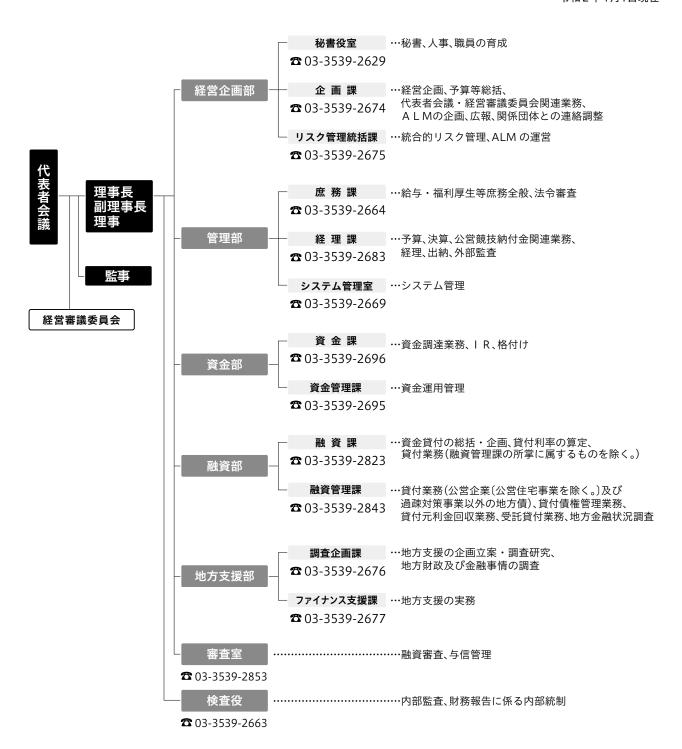
### (参考)公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立(6月1日)
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1人)を追加、 公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3年間で廃止)
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた 移行措置の在り方等)を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10月1日)

## 組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部12課室、審査室及び検査役で構成 されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和2年4月1日現在



# 役員

理事長 瀧野欣彌

副理事長 遠藤 寛

理 事 吉川 浩民 塚田 祐次 野島 透監 事 大内 秀彦 大森 正明(非常勤)

# 所在地

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 http://www.jfm.go.jp/



公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供



#### 交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A7)徒歩2分 東京メトロ丸ノ内線「霞ケ関」下車 (B2)徒歩4分 東京メトロ千代田線「霞ケ関」下車 (C3)徒歩3分 東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14)徒歩3分 JR線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分





交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車(A7)徒歩2分/東京メトロ丸ノ内線「霞ケ関」下車(B2)徒歩4分東京メトロ千代田線「霞ケ関」下車(C3)徒歩3分/東京メトロ千代田線「日比谷」下車(A14)徒歩3分JR線「新橋」下車徒歩8分、または「有楽町」下車徒歩12分



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構 Japan Finance Organization for Municipalities 〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 地方公共団体金融機構ホームページ http://www.jfm.go.jp/